社会正義

紀 要

26

上智大学社会正義研究所

目 次

| <巻頭言>町野 | 朔 | 3 |
|--|--------|----|
| <シンポジウム> | | |
| 生命医療技術、医事法、生命倫理―日本の経験―町野 | 朔 | 5 |
| <研究ノート> | | |
| アイルランドにおける条約難民及び庇護申請者等に対する支援状況記 | 周查報告 | |
| | 顯 | 15 |
| 日・韓・インドネシア共同調査に向けて村井吉 | 敬 | 23 |
| 野宿問題講座第1回セッション1: | | |
| イントロダクション「野宿者問題の概要」 | | |
| | 司····· | 37 |
| <活動報告> | | |
| 上智大学社会正義研究所活動報告(2006年 - 2007年) | ••••• | 61 |
| Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2006-2007) | | |
| | ••••• | 70 |

<巻頭言>

町 野 朔 (上智大学社会正義研究所長)

この『紀要26号』には、アイルランドの難民状況(保岡孝顯)、日本・韓国・インドネシア三国のODAの状況(村井吉敬)、日本の野宿者問題の概要(下川雅嗣)という、現場からの3本の報告のほか、日本の生命倫理政策に関する講演(町野朔)を収めている。社会正義研究所が、まさに「正義」の観点から、多くの局面において社会の問題を摘出しようとしていることが理解しえよう。このことは、上智大学の研究所の中でも、当研究所が独自の位置を保っている所以であり、社会正義研究所の25周年記念シンポジウムで明らかにされたところでもある。

私はこの3月で所長の任期を終え、この4月から下川雅嗣に交代する。これまで、当研究所にいただいた皆さまのご支援、ご協力に深く感謝するとともに、これからも発展を続ける当研究所へのご支援をお願いしたい。

<シンポジウム>

Bio-Medical Technology, Medical Law and Bioethics: Experiences of the Japanese*

* This is a short presentation I delivered as a guest speaker at "The Special Lecture of Prof. Paul Berg Science and Policy: A Tense Relationship, Tokyo University, April 13, 2006."

MACHINO Saku (Professor, Sophia Law school)

Slide 1: Title Page

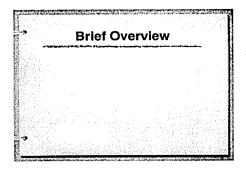


Good evening!

Thank you, Mr. Chairman.

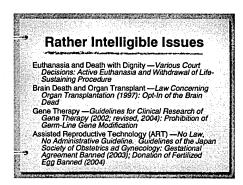
I feel greatly honored to be invited to give a brief speech today, in the presence of Dr. Berg, a Nobel Prize winner, and the distinguished scholars: Prof. Watanabe, Prof. Masaki and Prof. Nakauchi.

Slide 2: Brief Overview



First, I will overview briefly the situations in Japan.

Slide 3: Rather Intelligible Issues



On this slide, you can observe our responses to some "rather intelligible" issues. I will tell you later what I mean to say in "rather intelligible."

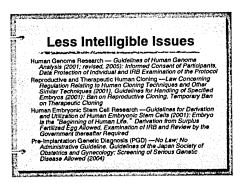
There is no heated discussion on gene therapy, of which conditions the administrative guidelines provide. But, this is an exceptional case. In the other

fields, boiling arguments are going on.

Let me pick up an issue of organ transplantation. A legislative measure was taken, in 1997, to the organ transplantation from the brain dead body. But the discussion is now hissing louder in Japan. Is brain death truly death of the human being? Is it reasonable that the Organ Transplantation Law provides the opt-in of the deceased as an essential condition for removal of an organ from the brain dead body, and, accordingly, the removal of an organ, including a heart, is impossible from an infant brain dead body, where an infant could not express valid opt-in when he/she was alive?

Still threads of the discussions here are relatively intelligible, where these kinds of medical treatment or technology are applied to an individual patient and his/her welfare is at stake.

Slide 4: Less Intelligible Issues



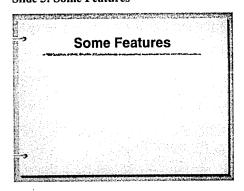
On the other hand, the issues such as genome analysis, human cloning, human embryonic stem cell research and pre-implantation genetic diagnosis, which you can see on this slide, are "less intelligible," where the welfare of an individual person is not a main figure. Here you can observe the never-ending

discussions around slippery figures such as "human dignity," "social order," etc.

The responses to these issues are on the slide.

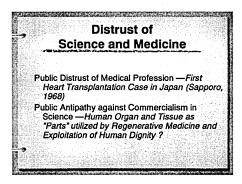
There is a hopeless discrepancy about the ethical permissibility of PGD, but on the other issues, there exists no such confrontation about conclusion or outcome. For an example, the Expert Commission of Bioethics and the Council for Science and Technology Policy concluded, 2004, after the long and hot discussion, that the ban on therapeutic cloning should be removed. No member of the Commission or of the Council was against this conclusion. Disaccords in the way of thinking, philosophical disputes or quarrels of gods are the main issue.

Slide 5: Some Features



There are some distinguished features in the argument of bioethics in Japan.

Slide 6: Distrust of Science and Medicine



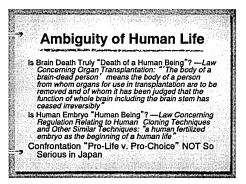
First one is people's distrust of science and medicine in Japanese society.

The first heart transplantation was carried out in Sapporo, August 1968. The recipient died eighty-three days after the operation. This was the thirtieth heart transplantation case in the world.

This case aroused serious suspicions about the correctness of death judgment on the donor, and the necessity of the heart transplant operation of the recipient, and public distrust has been continued not only of the organ transplantation, but also of the advanced medicine.

The distrust of medicine and science also takes a form of anti-commercialism. They suspect medical science is making money from human embryo and human body, exploiting human dignity.

Slide 7: Ambiguity of Human Life



The second feature is the ambiguity of "human life" in Japanese bioethics discussion.

In Japan, many people believe that the brain death is not the human death, but still favor heart transplantation, arguing: "A brain dead person is still alive, but you can kill him/her to save another

person," or "Brain death is in principle not death, but it is death in case of heart transplantation."

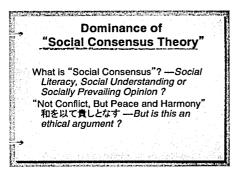
There exists no stern respect for the human life in this kind of discussion, I believe. But the Organ Transplantation Law stipulates as you see on the slide,

apparently out of respect for these argument: "The body of a brain-dead person' means the body of a person from whom organs for use in transplantation are to be removed and of whom it has been judged that the function of whole brain including the brain stem has ceased irreversibly"

This ambiguity of the meaning of human life appears, not only at the terminal stage of human life, but also at the beginning stage. The arguments about the moral status of human embryo took place. But a phrase of "beginning of human life" was picked up in Human Cloning Law and ES Guidelines. An expression: "A human embryo is a human life" was carefully avoided and an idea: "A human embryo itself is not a human being, but is to be very one" was combined to that, without any logical context.

The "Pro-Life v. Pro-Choice" confrontation is not so severe in Japan as in the European countries. I think one of the reasons is the ambiguous border of human life in this country.

Slide 8: Dominance of "Social Consensus Theory"



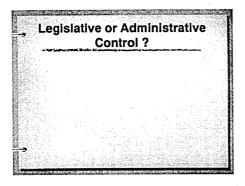
The third feature is the dominance of "social consensus theory" in Japanese bioethics.

This "theory" asserts a problem in bioethics should be settled in a way as people consent. Therefore, "Has organ transplantation from brain dead body reached social consensus?" or "What is a proper

method to get social consensus?" is very much popular argument here. Arguments sometimes go for the purpose to win in public opinion poll, not to advance social literacy and not to have public understanding about bioethics.

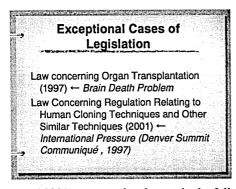
This kind of argument may be suitable to the Japanese traditional virtue of "wa," which means roughly "harmony and peace." But from a different viewpoint, this is a-moral argument, not scrutinizing the ethical problems of the issues and being satisfied with a superficial settlement.

Slide 9: Legislative or Administrative Control?



Off course, we have to make rules to control bio-medical technology to protect human rights and dignity and to promote people's welfare.

Slide 10: Exceptional Cases of Legislation



Perhaps you have noticed that rules of bio-medicine are usually of administrative guidelines, here. In Japan, we prefer administrative control to legislation. And this is the fourth feature of Japanese bioethics.

The Organ Transplantation Law of 1997 and the Human Cloning

Law of 2001 are exceptional cases in the following points. Criminal justice used to insist on irreversible cessation of heart-lung function as death of human being. To make heart transplantation possible, the Organ Transplantation Law was inevitable. The Human Cloning Law to prohibit reproductive cloning was made under the external pressure, especially Denver Summit Communiqué of 1997.

As the time is running out, I should discuss this topic very briefly.

Slide 11: Favor of Administrative Guidelines

Favor of Administrative Guidelines Legal Negativism: "No Intrusion into the Laboratory I" Embryo's Life Not Interests Worth Protecting ! ?: Artificial Termination of Pregnancy Within 22 Weeks Practically Free (Maternity Health Protection Law, 1948) Cooperation rather than Confrontation: Administrative Guidelines as Convention of Government and Scientific Community

There are several reasons for favoring of administrative guidelines in Japan, although they do not have legal force or compelling power.

Firstly, the "legal negativism" is one of Japanese tradition in medical law. The Japanese policy maker is usually reluctant to step into the medical profession. And there was

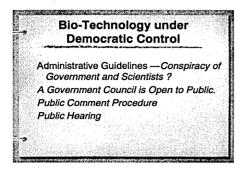
an outcry of "No Intrusion into the laboratory!" from scientists while arguments were going on whether the law to ban human cloning is necessary.

Secondly, there is sometimes serious doubt whether any interests or goods worth legal protection exists. "Gestational agreement infringes on human dignity because it utilizes a woman as an instrument to have a baby," sometimes they say so. But, if it is so, this does not cause serious actual damage which necessitates legal response.

Furthermore, artificial termination of pregnancy within 22 weeks is practically free because of lenient practice of Maternity Health Protection Law of 1948. If you punish destruction or abuse of a human embryo, which is doubtlessly a human life, it is an ill balanced solution.

Thirdly, the Japanese prefer cooperation to confrontation. The comprehensive and far reaching legislation through diet debates is less favored than separate and specified rules reached through an agreement between administration and science community. This policy can avoid over-regulation of medical science and can promote its progress. Administrative control is mild and flexible.

Slide 12: Bio-Technology under Democratic Control



But there are still some difficulties in the administrative guidelines.

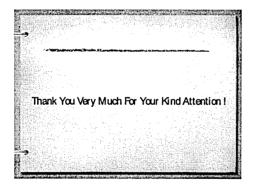
The lack of legal force is not a grave problem in Japan, because a scientist in Japan rarely dares to violate a socially accepted norm. The problem is that people are leery of conspiracy of government and

scientists. People should be involved in policy on bioethics.

Considering these points, a governmental council which makes administrative guidelines is kept open to public and a proposal of guidelines is usually submitted to public comment. Sometimes Government holds an open hearing.

The endeavor to put bio-technology under democratic control should be continued.

Slide 13: The End



Finally, I have come to the end of my speech.

Thank you very much for your kind attention.

生命医療技術、医事法、生命倫理一日本の経験一

町野 朔

<要約>

日本における議論には、いくつかの特徴がある。すなわち、① 医療不信、②「人間の生命」の意味の曖昧さ、③「社会的合意論」の優位、である。以上は、争いを好まない、「和」を尊ぶ日本の伝統に合致していると思われるが、別の観点からするならば、問題の倫理性を検討することなく、大方の意見の一致するところで決着するという、反倫理的な思考だとも思われる。それは、日本では、ルール作りは国会による立法ではなく、国と科学者コミュニティーとが協調しながら設定する行政的「倫理指針」が好まれる傾向にあるところに現れている。

<研究ノート>

アイルランドにおける条約難民及び 庇護申請者等に対する支援状況調査報告

保岡孝顯 (上智大学社会正義研究所担当主事) 「世界の貧しい人々に愛の手を』の会

(財) アジア福祉教育在団難民本部主宰の海外(アジア・アフリカ・欧米) における難民保護の現地調査の一環で、本年8月21日から25日の期間、アイルランドを調査団の一人として訪問する機会を得た。

難民事業本部とNGOs3団体から編成された現地調査団は、首都ダブリンを中心に法務省難民受入れ・統合庁(2000年設立)、モズニイ庇護申請者居住施設(ミース県)、司法扶助委員会(1999年設立)、東部地域健康サービス(福祉サービス)執行機関、国際移住機関、難民受入れ・定住支援に関わるいくつかの主要な民間団体を訪れた。

同期間中、調査団側から難民受け入れ基本政策、制度(とりわけ難民の庇 護申請のプロセス)、庇護申請者及び定住難民の諸事情(住居・保健・言語習 得・雇用・教育・社会適応等)、地域社会との協調関係などを含む質問票に基 づく聞き取りや意見交換を行い、所定の成果を収めて無事帰国した。

ここに改めて当該調査団に対して懇切丁寧に対応いただいた関係諸機関、 駐アイルランド日本大使館らの諸氏に紙面をおかりして感謝とお礼を表したい。調査の所見をとりまとめて難民事業本部から報告書が公刊されることは、 日本国内において今後いっそう難民支援活動が促進されるための啓蒙に資する系統的データ収集の一部をなし、喜ばしい。

さて、この調査をとおして、若干気付いた点を三点ほど述べさせていただく。

第一点として、アイルランド政府の難民保護政策の基本政策、制度及び実施が主にどのような根源的原則と指針に依拠しているのか、また市民社会から政策提言するアドボカシー活動をするNGOs は何を要求し、期待し、支持しているのかという難民受入れを基本的人権擁護とする社会のダイナミズ

ムをおさえておく必要がある。

調査団は、経済の引き続く好況を背景に、今日、アイルランド社会は難民の基本的人権擁護のために独自性を発揮すべく中央政府、地方自治体、市民社会とりわけ、NGOsが総力をあげて取り組み、実践していることを印象付けられた。その一端にはどのような背景があるのであろうか。

決してアイルランドはもとから難民・移民に開かれた社会ではなく、歴史的文脈でみると諸民族との接触、交通を介して固有の言語、文化などを持つ同質性の高い社会が形成されてきた。 アイルランドでは、1848年の大飢饉終焉期、引き続く1921年の建国以来1990年代にいたるまでの150年間におよそ500万人の人々が隣国イギリスやアメリカなどに移住した。いわゆる「移民送り出し」の長い歴史が確かにある。移民たちの多くは異郷の地で心機一転、異文化と接触しながら、内面では価値の相克、転換と自己のアイデンティティの危機や好機を日々連続的に体験したであろう。多くのアイルランド系移民は自己実現を達成しつつ、移住社会に大きく寄与していった。アメリカ建国の原動力であったことは周知のとおりであるが、その末裔の一部は今日アイルランドに帰還して、国の経済発展の牽引車でもあるのだ。

他方、特に大戦後今日まで、難民や移民の受入れは国家として未経験であったアイルランドは、1956年、難民条約〈1951年〉、1968年、同議定書(1967年)の締約国となり、国際的にも国内的にも難民保護の原則を遵守、履行することになった。その直後となるが、まず1956年ハンガリー動乱を契機に、政治的迫害の脅威にあった539人のハンガリー難民をUNHCRの計画難民の受入れ(program refugees)計画に合意し、国内に受け入れた経験を皮切りに、最近まで国際人道主義に則り、チリ、ベトナム、ボスニア、コソボなどから難民受入れを実践し、難民保護の国際的基準を達成している。

ここまでに至る国内的統合政策、社会的インフラ、定住施設の問題や心理 的障壁は高く、ハンガリー難民の場合、受入れから2年後、わずか60人の難 民が国内に留まるに過ぎず、大半はカナダに移動を余儀なくされた苦い体験 があり、そのトラウマを今日も引きずっているという指摘がNGOs関係者にあ った。

1973 年に欧州共同体(EC)に加盟したことは、アイルランドの国際的地位を押し上げ、いっそう国内的実施との関係で法的調和が要請されることになった。1990年にはダブリン条約(EC加盟国による難民庇護申請の審査相

当国を決定するための共通基準を設定)、1996年には国内法整備で難民法 (2000年改定)を成立している。1997年には、いわゆるアムステルダム条約が 調印され、自由、民主主義、人権の尊重が謳われ、遵守しない加盟国には制 裁措置がとられるなど、アイルランドの政策決定には、欧州連合(EU)の 枠組みの圧力が高まり、「難民・移民・マイノリティの基本的人権」を尊重し、ベスト・プラクティスを構築するための国内的実施が重視される。

第二点として、欧州連合の原則・規範に則ったアプローチの過程で、特に1990年に発効した前述のダブリン条約の厳格な運用、すなわち、EU域内のいずれかの国で最初に庇護申請を拒否された同一の申請者は他のEU加盟国での庇護申請は自動的に拒否される。加盟各国には庇護申請者の指紋押捺はじめ個人情報データが共有され、「非正規的」申請の予防措置を講じている。規定の各国による運用が招来する結果は、明白な迫害の脅威、危険がある出身国に難民は強制帰還されることになる。

さらに、難民条約のノン・ルフルマン(強制送還の禁止)の原則に違反する。こうした国際人権・国際人道軽視措置に対して根強い批判が市民社会、特にアイルランド政府の措置に反対し、アイルランド入国を拒否せず、あくまでも人道的見地から「庇護申請の権利」を保障すべきであるとしたNGOsの政策提言がある。現在、EU各国はこうした入国者を運輸する航空、船舶に高いペナルティを科す立法を加速して、合法的領域内での直接庇護申請する権利を無視する傾向にある。長期的にみて、欧州連合の理念さえ自ら危うくする「難民・移民・旅行者庇護申請・受入れ」の内向き姿勢に対する建設的批判として受け止め、注視する動向がある。

第三点は、二つあるが、(i) 庇護申請者について…庇護申請者は最近5年間で約900人から2,000人に推移している。昨年は4323人であった。調査団は空港、海岸沿いに設置された800人収容可能な庇護申請者の一時宿泊施設を視察する機会を得た。施設内の子ども施設、娯楽スポーツ施設、暖房完備、食堂、一世帯家族当り2DKスペース、共同洗濯場、コンビニ、保健センターなどパラメディカル医療サービスが受けられる。比較的整備された住環境であるとの印象を持ったが、地域社会、首都からは車で一時間余の遠距離に位置している。難民子弟は年齢別に学校に通い教育を受けている。アイルランド政府直接監督の下民間が管理を運営しており、全国約60箇所に拡散させ、収容しているが、地方と都市圏における自治体、NGOs支援活動の格差や、

言語理解不可能、通訳者の不在、情報・連絡網サービス機関の不足などの不便さ、就労の禁止、手薄い援助金の給付への依存度、戸外に余暇を求め、外泊・旅行等移動の条件は禁止、そして、こうした状況下における申請から 6 ヵ月以内の通知結果待ちなどからくる精神的閉塞感不安や疾病が報告されている。

庇護申請手続きの簡素化、迅速化、拒否の場合の理由明示の必要などについて、市民社会、特にNGOs は政府の対応を批判的にとらえ改善を政策提言している。官民の協働作業の必要性がある分野である。

(ii) 難民認定を受けた自活者について…庇護申請者(難民であるが)が難民認定された人数は昨年の場合、966人で、主な出身国はナイジェリア、ルーマニア、ソマリア、スーダン及びイランなどとなっている。また、UNHCRの第三国統合計画に基づく受け入れは1998年から導入、実施されており、毎年約20人の難民らを受け入れているが、最近所轄の法務大臣はその枠をさらに200人にするなど積極的受け入れを表明しており、UNHCRは特に国際的人道の模範例として歓迎している。他方、難民支援の地方自治体やNGOs、地域住民との関係等現場サイドにおける諸問題が顕在化している事を耳目した。かつて白豪主義が優勢であった同質性の高いオーストラリアがアジアからの多くの難民・移民を受け入れたことによって、多民族多文化を尊重する社会(multi-culturalism)に変容してきている事例を想起したが、アイルランド社会が今日移民・難民を全人口約400万人のおよそ8%になるまで受け入れている現状に鑑み、官民あげて、民族的文化的少数者(マイノリティ)との共生維持可能な社会の創造の端緒にある。

調査団は聖ビンセンシオ・レフュジー・センターにおける難民支援活動の 視察をした際に、難民認定された英語圏、フランス語圏アフリカ地域出身の 4 - 5名の男女、なかには女児同伴の母親が日常生活でのさまざまな相談を 具体的に持ち込んで援助を期待している姿を目撃した。地域社会から、職場 から、学校から「人種主義的価値観、行動」撲滅キャンペーンに熱心に取り 組んでいる修道女の代表(英・仏語バイリンガル可能)との面談は印象に残っ た。特に地域に定住し、地元民と連帯しようと努力するアフリカからの難民 に対する組織的な人種主義を予防するキャンペーンを地主階層や学校教育の 現場から取り組んでいる実践例を説明してくれたのである。

概略を記しておく。①保護-人種的偏見に有効な保護策と準備、②包摂-

経済的排除なき包摂、機会均等、③規定の明示-各種サービスにおける多様性の許容、④認識-多様性の認識、意識化、⑤参加-アイルランド社会への 完全な参加

この運動は、平等主義の徹底・制度化、貧困・社会的排除の除去、国あげての総力による成果主義の共有、平等主義意の識化、メディア、文化、スポーツ、観光の促進による醸成、人間の安全保障(human security)実現にむけて各人の具体的計画の執行、実践活動を目標として始められている。今日、アイルランド社会における人口動態の急激な社会変容にそれぞれの次元で真築に対応しようとする動向であり、期待したい。

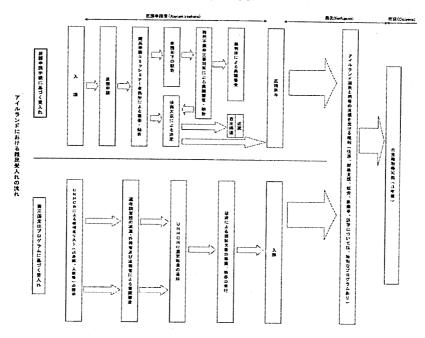
国際人権、国際人道の両側面から難民・移民・マイノリティの基本的人権 の尊重とベスト・プラクティスに苦闘し、挑戦するアイルランド社会のエネ ルギッシュな鼓動に触発された調査であった。

今回のアイルランドで調査団が見聞した21世紀の友愛と正義・平和構築の国造り(nation-building)、社会ビジョンには、わが国においても共感・共有できるものが多々ある。私たちNGOsのあり方、市民社会のあり方、政府の指導理念、実践もアジアにおいて難民保護の国際連帯の課題に一歩づつ前進する大切さを再認識させられた現地調査であったと思える。

最後に、是非とも難民事業本部におかれては新時代を担う人間尊重の理念と実践へのよき国際協調のイニシアティブを発揮されんことを祈念する。また、今後アイルランドNGOs(EU Funding 依存)と日本のカウンターパートのNGOsにおいては、民際交流を促進して、それぞれに共通の課題の解決(国際的に「開かれたNGOs」造り、組織強化、相互人材交流で協働)ができるように努めたい。

本稿は、『アイルランドにおける条約難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告』(財) アジア福祉教育財団 難民事業本部、平成 18 (2006) 年 10 月に掲載された。

図:アイルランドにおける難民受け入れの流れ



出典:財)アジア福祉教育在団難民本部『アイルランドにおける条約難民及び 庇護申請者等に対する支援状況調査報告』5頁

表: 難民受入実績(1956年~2006年)

【表 難民受入実績 (1956 年~2006 年)】

| | *** //*** //**// | (1000 2000 7) |
|-----------|------------------|-------------------|
| 年 | 人数 | 難民 |
| 1956 | 530 | ハンガリー |
| 1973 | 120 | チリ |
| 1979-2000 | 803 | ベトナム (家族再統合を含む) |
| 1985 | 26 | イラン |
| 1992-2000 | 1, 341 | 旧ユーゴ (家族再統合を含む) |
| 1999-2000 | 1, 063 | コソボ (家族再統合を含む) |
| 2000-2005 | 225 | アフガニスタン等 |
| 2006 (予定) | 200 | イランクルド等 |

出典:財)アジア福祉教育在団難民本部『アイルランドにおける条約難民及び 庇護申請者等に対する支援状況調査報告』11 頁

Some observation regarding the refugee protection policy and practice in Ireland

YASUOKA Takaaki

SUMMARY

In August 2006, under the auspices of the Refugee Assistance Headquarters(RHQ) Foundation for the Welfare Education of the Asian People, the author visited Ireland as a member of a research group to observe how the refugee protection policy is being implemented. The report makes the following three points.

Firstly, it is necessary to understand the principles and background that influence the current refugee protection policy of the Irish government. With its relatively homogeneous society, Ireland was not so much of a 'refugee/ immigrant-friendly-country' until after WW II. Ireland signed and ratified the Refugee Convention in 1956 and the Protocol in 1967. The government, under the UNHCR program, received refugees from Hungary in 1956. Ireland has also sheltered refugees from Chile, Vietnam, Bosnia and Kosovo. Since affiliation with the EC (hence EU) which began in 1973, the EU's human rights based refugee policy became one of the core principles in the refugee policy-making process in Ireland. Emphasis is now placed on the dignity of refugees, migrant workers and minority groups. Financial support by the EU would be an effective step towards the implementation of best practices.

Secondly, Ireland adopted the Dublin Convention in 1990. It specifies that when an asylum seeker is rejected by one of the EU countries, he or she will not be accepted by any other EU country. Moreover, the convention states that asylum seekers' fingerprints and individual data are to be shared by all the EU countries. This Dublin convention can violate the *non-refoulement* policy of the Refugee Convention. Therefore, NGOs and civil society advocates have

re-asserted the protection of the right of asylum seekers from a humanitarian point of view and encourage countries to allow entry of refugees.

Finally, Ireland promotes the building of a multicultural society, particularly, in order to co-exist with the minority group. For example, civil society advocates are working on an anti-racism campaign. Such actions try to accommodate the rapid social change, accompanying population movements. The author urges the NGOs in both Ireland and in Japan to encourage interchange to enhance cooperation with each other to move forward the resolution of pending issues.

<研究ノート>

日・韓・インドネシア共同調査に向けて

村井吉敬 (上智大学外国語学部教授)

インドネシアでの「韓国」との出会い

1970年代半ば、インドネシア留学中だったわたしは、しばしば街角で見知らぬ人から「アジノモト!」と呼びかけられた。そのころ、韓国製の「Miwon」(味元)という化学調味料も市中には出回っていた。70年代半ばには、日本企業と韓国企業が化学調味料をめぐってしのぎを削っていた。だが総体としてインドネシアでの韓国企業の重みはまだまだ小さかった時代である。

Miwon インドネシア社が設立された詳細な経緯は不明であるが、仄聞するところでは、日本がインドネシアを占領した時期(1942年3月~45年8月)に朝鮮半島で軍属として雇用された人物が、その後インドネシアに残って、Miwon 社のインドネシア進出の橋渡しをしたという。

日本軍のインドネシア占領が韓国企業のインドネシア進出と関わりを持っていたというのは、進出初期の韓国企業 Kodeco 社の場合にもあてはまる。 Kodeco (Korean Development Company) 社がインドネシア投資をスタートさせたのはスカルノ時代の1963 年だった」。この進出にあたっては、Choi Gye Wol (崔桂月) 社長 (日本植民地時代の学徒兵として徴用されている)が、日本のインドネシア占領時代の人脈を頼ったという (内海愛子による Choi Gye Wol 社長とのインタビューによる)。 Kodeco 社は70年代後半から石油・ガス開発を始め、1982年には南カリマンタンで木材開発を開始している。

1984年8月、南カリマンタン州都バンジャルマシンから、ラウト島コタバルのエビ冷凍工場を訪問する途中で思いがけず韓国系合板工場の存在を知ることになった。オンボロの乗り合いタクシーが、しばしば泥のぬかるみに車輪をとられ、クルマを押す羽目になった。別のミニ・バスもえんこしており、下りてきた女性の乗客が「アイゴー!」と叫んだ。コタバル対岸のシンパン・アンパット(Simpang Empat)の近くに Kodeco 社の合板工場があることがわかった。それから二年後の86年3月、マルク州セラム島西部のワイサリサというところにDjajanti社(華人系企業)の合板工場を訪問した。この工場は、当時アジア最大の合板工場といわれた。この工場の機械は韓国

製中古品が使われていた。

90 年代になるといたるところで韓国の資本進出の話を聞くようになってきた。そして必ずしも良い噂ばかりではなかった。スポーツシューズのナイキ社は、インドネシアに工場を有していたが、その工場は韓国企業によって操業されていた。90 年 8 月末に、西ジャワ州バンドゥンの研究集団であるInstitute of Social Studies の Juni Thamrin と会い、Tangerang の韓国系靴工場労働者の話を聞いたことがある。あまりの低賃金のため、親から仕送りを受けている、工場内のトイレの数が少なく、休憩時間内に用を足すことすらできない、など厳しい労働実態を聞かされた。ナイキ社の海外工場の過酷な労働実態が欧米で問題にされ、その後、ナイキのボイコット運動すら起きていた³。

スハルト時代末期 1996 年 3 月、スハルト大統領はナショナル・カー (国民車) 構想を打ち上げ、早速、実施することになった。三男のフトモ・マングラ・プトラ (通称トミー・スハルト) の所有するティモール・プトラ・ナショナル社が、ナショナル・カー生産会社として指定された。きわめてネポティズム的な決定だった・。ナショナル・カー生産といっても、トミーの会社は生産設備を持っていなかったため、実際は韓国の起亜社の完成車を輸入し、ティモールと名付けて販売するだけの「国民車」であった。輸入税が免除され、莫大な国庫補助金が支給されたのである。

一方、起亜自動車自体は、1998 年、前年におきたアジア通貨金融危機の影響で、経営が破綻して現代自動車の傘下となった。結局、このナショナル・カー・プロジェクトについては、98 年 1 月に I M F が、融資の条件として優遇処置の取りやめを提案し、スハルトもこれをのんだ。またW T O の紛争処理委員会でもインドネシアは敗訴している。そしてトミー自身も、2000 年 9 月、不正取引事件で禁固一年六ヵ月の実刑判決が確定したあと、収監を拒否して逃亡、2001 年 11 月に、不正土地取引事件や最高裁判事暗殺事件、テロ事件などに絡む容疑で、逮捕され収監されている。このナショナル・カーをめぐって、スハルトと韓国企業との間に何があったのかは不明である。

人質になった韓国人社員

最近は、わたしがしばしば訪れるパプアでも韓国企業に出会っている。 Korindo 社はパプア(以前はイリアン・ジャヤと称していた)東南部の国境 地帯で木材伐採と合板製造をしているかなり大きな会社である。96 年 8 月に タナ・メラという奥地から、メラウケの町に戻る途中、これから Korindo に 向かうという 10 人ほどの男性が車3台に分乗していた。工場でストが発生したらしい。 警察官のような風体であった。この Korindo 社が新聞記事になったのは 2001 年1月18日のことである。

「イリアン・ジャヤのメラウケで人質事件」と題する記事には以下のようなことが報道されていた。

「イリアン・ジャヤ州メラウケ県アシキのトゥナス・キャンプで、自由パプア運動・民族解放軍(TPN-OPM)を名乗るグループの人質になった Korindo 社の社員 12 人は 18 日、イリアン・ジャヤとパプア・ニューギニア 間にある中立地帯に入った。この森林伐採企業の社員に対する人質事件は、大佐を自認するウィルレム・オンデによって直接指揮されている。その社員のなかには、コエンという韓国人も含まれている。ウィルレム・オンデは、人質を解放するために 4 つの要求をおこなっている。第一に、イリアン・ジャヤ州警察の管轄内でTPN-OPM を禁じた州警察長官 2000 年第二号通達を取り消すこと。第二に、イリアン・ジャヤからすべての警察機動隊を撤退させること。第三に、身代金として 100 万米ドルを用意する こと。第四に、メラウケのアラフル通りにあるバーの 240 万ルピアの支払いをウィルレム・オンデとその友人たちの名前で、Korindo 社がおこなうこと、である。

メラウケ県警察署長は 18 日朝、『スアラ・プンバルア *Suara Pembaruan*』 紙の問い合わせに対して Korindo 社の社員が人質になっているという事実を 認めた。その人質事件は 16 日の 17 時ごろ起きた、という。

一方、ELS·HAM(人権調査とアドボカシー機関)副代表のアルロイシウス・レンワリンは、「ELS·HAM は警察に対し、早急に人質事件を捜査し、犯人を確定するよう 求めている」と述べた。アルロイシウスはまた、「ウィルレム・オンデとその一味はこれまで陸軍特殊部隊の支援を受けているため、イリアン・ジャヤ中、あるいはジャカルタへまでも自由に行き来できるということは、イリアン・ジャヤでは公然の秘密である」と述べた5。

この自由パプア運動によるとされた人質事件(人質は 17 人だった報道もあり、うち3人が韓国人であったという)は、その月の終わりにまでは全員が解放されている。身代金を支払ったのかどうか、指導者とされたウィルレム・オンデはその年の9月に死亡が確認されたというが本当なのかどうか、そもそもこの事件の裏には陸軍特殊部隊が絡んでいるとの見方もあり、真相は闇に包まれている。森林資源を開発する韓国企業が狙われたことだけは事実である。

なぜ韓国企業なのか

こうしてみてくると、インドネシアにおける韓国企業については、さまざまな観点から総合的な調査が必要ではないかと思われる。とくに、わたしはインドネシアに進出した日本企業について関心を持ち、過去、さまざまな調査を実施してきた6。なぜ韓国企業なのか。

まず第一に、一般論としていえば、いわゆる発展途上国に、先進工業国の企業が投資をすることは、途上国でさまざまな問題を引き起こしうると考えられる。1970年代には先進工業国の多国籍企業の途上国進出について、そのネガティブな側面の指摘と検証が数多くなされていた7。60年代末から70年代初めにかけての、日本資本の対東南アジア進出は「集中豪雨」との指摘がなされ、72年にタイで日本品ボイコット運動が起き、75年には田中角栄元首相のジャカルタ訪問時には、大規模な「反日暴動」8(マラリ事件とインドネシアでは呼ばれている)が発生している。

多国籍企業が引き起こす問題には、①経済的な従属と自立的発展の阻害、②資本集約的技術に伴う失業問題の発生、③公害の発生、④汚職・腐敗の誘発、⑤労働現場における人権問題の発生などがあげられる。もちろん、多国籍企業進出による雇用増、生産増、輸出増、産業全体の活性化などプラスの側面がないわけではない。アジアと日本の関係でいえば、80年代以降、アジアNIES(新興工業経済群、韓国、香港、台湾、シンガポール)の躍進、ASEANのタイ、マレーシア、インドネシアなどの成長は、とくにこれらの国々(地域)が多国籍企業進出による工業化と輸出増の達成によって実現されたとする理論が一般化したため、多国籍企業進出のネガティブな側面は論議の場にあまり登場しなくなった。

しかしながら、たとえばインドネシアのパプアにおける銅・金を採掘するフリー・ポート社(アメリカ)の先住民族の圧迫、公害問題、あるいは中スラウェシにおけるニッケル採掘のINCO社(カナダ)、さらにはアチェにおけるLNG採掘のエクソン・モービル社とそれを支える日本企業・日本のODA(政府開発援助)が、地元民を排斥するだけでなく、インドネシア国軍の手を携えて弾圧してきたなどの事例を見ると、「多国籍企業問題」はけっして消滅したわけでないことが分かる。その意味で、韓国企業も当然ながら、検証の対象にすべきであると考えられよう。

第二に、韓国自体、発展途上国から先進工業国への道を歩み、「進出される側」から「進出する側」に転じた国である。進出初期にはまだ自らが途上国であり、いわば貧しさを抱えたままの進出であった9。これは日本もおなじ

である。貧しいから「無理な進出」をするのが一般論と言えるかどうか簡単には結論は出ない。だが、日本企業の初期投資の中には、「無理な進出」とも言いうるものもあり、日本でも「ああ野麦峠」の時代もあって10、低賃金、重労働で成長できた、多少の無理は当然だ、との考えがあったとしても不思議ではない。ある繊維メーカーは、女性の「処女検査」までおこなっていたとの報道もあった。欧米だから人権侵害がないとはとてもいえないが、ともすれば進出先途上国を一段低く見て、人権軽視、環境無視の傾向が強く出てくる傾向があるといえるのかもしれない。

第三に、韓国企業の進出については韓国の人びとによる調査研究が優先されねばならないが、おなじインドネシアでいわば「先輩格」にあたる日本の進出経験との比較がきわめて有効であると判断できる。日本のインドネシアやフィリピンへの企業進出は、しばしば権力中枢(スハルト政権、マルコス政権)との癒着が指摘されてきた。先に述べた、Korindo 社の場合、このスハルトと三男トミーによるナショナル・カー・プロジェクトが、提携先に起亜自動車を選んだのも不思議な選択である。もともとは大統領の二男のバンバン・トリハトモジョ(通称バンバン)の率いるビマンタラ・グループが、現代自動車と提携して1500ccの生産を開始したばかりの時期であったにもかかわらず、いきなり起亜と提携してナショナル・カー生産というのはあまりに不自然である。何らかの政治的な背景があったと推測されるだろう。軍諜報機関(BIN)長官のヘンドロプリヨノ(Hendropriyono)が起亜の顧問であったとの指摘もある。

最後に、日本企業の進出と異なるのは、ナイキとかリーボック、あるいは 今回の訪問で分かったことだがウォールマートなど世界企業のいわば下請け、 あるいはアウトソーシング企業として、韓国企業の進出があるということで ある。グローバル化時代における企業進出も問題としてこのことは新たな問 題としてとらえるべきであろう。

調査日程および訪問先

以上のような問題意識に基づき、今回、日本、韓国、インドネシアの市民グループによる予備的な共同調査が実現したのである。

日程は 2007 年 2 月 17 日から 27 日で、参加者(団体)は以下の通りである。

1.佐伯奈津子([YM1]、以下 Nindja と略)、2.渡辺瑛莉(Nindja)、3.野川未央(Nindja)、4.渡部沙織([YM2])、5.久保泰之(Nindja)、

6.村井吉敬(上智大学、Nindja)、7.内海愛子([YM3])、8.パク・クノ(Park Koenno 静岡大学)、9.イ・ヨンチェ(Lee Youngchae[YM4])、10.チョン・ジへ(Chung Jihae)「あん[YM5]・サヨナラ」上映委員会、11.ビョン・ジョンピル(Byun Jeongpil、People's Media 'Chamsaesang')

総勢 11 名、日本籍者 7 名、韓国籍者 4 名(うち 3 名は日本在住)のかなりの大部隊であった。

主要な訪問先はジャカルタとその周辺、および中ジャワ州スマランおよびムリア県であった。上記の佐伯、渡辺、渡部、野川、久保は 23 日までのインドネシアでの調査のみに参加、それ以外の者は 24~26 日の韓国調査に加わった。インドネシアおよび韓国での日程、訪問先は以下の通りである。

- ▼ 2月18日 ジャカルタ東のベカシ県ベカシ市内の「全インドネシア従業 具組合」(SPSI=Sarekat Pekerja Seluruh Indonesia) ベカシ支部訪問。 同支部の Herman 氏(執行部教育担当)、Saepul 氏(同化学・エネルギー・ 鉱業部門担当) らと、韓国企業の実情について話を聞く。
- ▼ 2月 19日 午前中、ジャカルタの NGO である「行方不明者と暴力犠牲者のための委員会」(Kontras = Komisi untuk Orang Hilang dan Korban Tindak Kekerasan)を訪問。同 NGO コーディネーターの Usman 氏、上記パプアの Korindo 社事件を調査した Isla 氏、中スラウェシのポソにおける騒乱事件を調査している Alis Adison 氏などから、韓国企業およびポソ騒乱についての話を聞く。

午後は国際 NGO の連合体である「インドネシアの開発に関する国際 NGO フォーラム」(INFID=International NGO Forum on Indonesian Development)を訪問。原子力発電所問題にとり組んでいる Fabby Tumiwa 氏、INFID 代表の Don Marut 氏らスタッフと債務問題などについて話し合い。

▼ 2月20日 ジャカルタからスマランに移動。さらにクルマでジェパラ県のジェパラ市、および原発建設候補地になっている同県 Kembang 郡 Balong 村を訪問。ジェパラ市では、地元の NGO であるヤヤサン・パメルディ・ルフル(Yayasan Pemerdi Luhur=真実を探る)代表の Lilik Sudiyanto 氏から話を聞き、その後、インドネシアにおけるムスリム最大の団体であるナフダトゥール・ウラマのジェパラ支部を訪れ、代表の Nurdin Amin 氏らから原発問題についての話を聞く。原発予定地の Balong 村では住民から話を聞く。

- ▼ 2月21日 韓国人グループおよび渡辺、久保は「法律擁護協会」(LBH = Lembaga Bantuan Hukum)スマラン支部で、スマランにおける韓国企業労働者の話を聞く。日本人およびチョン氏は、スマラン市内にある、オランダ人抑留者墓地(日本占領時代に犠牲になったオランダ人の墓地で、多数の少年抑留者の墓地もある)、日本占領時代に憲兵隊本部があり、日本の敗戦後に日本軍が立てこもり、独立インドネシア軍と戦った旧鉄道省ビル、さらにオランダ人民間人が抑留されていたミッション・スクールを見学。その後、合流して、スマラン市内の工場地帯にある韓国系縫製企業である Korina Semarang 社を訪問。社長のイ・オクチャン(Lee Okchan)氏から会社・工場の実情について話を聞く。
- ▼2月22日 ジャカルタに戻る。午後、韓国のODA(政府開発援助)執行機関である KOICA=Korean International Cooperation Agency のインドネシア事務所を訪問し、Assistant Resident Representative のキム・ジフン (Kim J·hoon) 氏から、韓国の対インドネシアODAの実情について話を聞く。夕刻、ジャカルタ在住日本人宅でチョン氏らが制作した「あんにょん・サヨナラ」DVD を観る。
- ▼2月23日 午前中、KOTRA(Korea Trade Center Jakarta)を訪問。韓国企業のインドネシア進出の現状について説明を受ける。その後、韓国グループは、ジャカルタ西部のタンゲランで、韓国企業労働者インタビューをおこなう。同夜、韓国に向けて出発。
- ▼2月24日 ソウル市内ホテルで、韓国人BC級戦犯者同進会のイ・ハンネ会長、戦後補償ネットワークの有光健氏、韓国シベリア朔風会会長李炳柱氏、真相糾明委員会主席調査官李世日氏、同調査官姜熙栄氏らと会い会食。
- ▼2月25日 ソウル駅隣のビルのレストラン「トレインズ」にて(韓国人BC級戦犯) 遺族会結成総会が開かれ、それに参加。パク・クノ、イ・ヨンチェ、チョン、村井は光州に。光州事件の舞台となった市庁舎を見学。
- ▼2月26日 50年代初期パルチザンの本拠地となった智異山登山。光州で 光州事件(1980年)の犠牲者の墓地である五・一八墓地を参拝。ソウル に戻る。
- ▼2月27日 帰国

インドネシアの中の韓国

2月23日に訪問した Kotra の話では、インドネシアに進出している韓国企業の数はおよそ1100社に達するという。この数が進出してきた韓国企業数なのか、現地法人数なのか分からないが、2004年だけを見ると、韓国の対

インドネシア外国直接投資の件数は 209 件で最大、額は 402・7 億ドルで、 日本、イギリス、シンガポール、マレーシア、オーストラリアに次ぐ 6 位に なっている。件数が非常に多いのが特徴になっている(表 1 参照)。

表1 インドネシア:直接投資統計 対内直接投資(国・地域別、認可ベース)

(単位:件, 100万ドル, %)

| | 2002 年 投資額 | 2003 年 投資額 | 2004 年 件数 | 投資額 | 構成比 | 伸び率 |
|----------|---------------|---------------|--------------|-----------|------|------------------|
| 日本 | 510.6 | 1,250.70 | 74 | 1,683.40 | 16.3 | 34.6 |
| 米国 | 467.7 | 211.7 | 24 | 133.2 | 1.3 | △ 37.1 |
| 欧州 | 1,358.20 | 1,614.50 | 204 | 1,958.10 | 18.9 | 21.3 |
| 英国 | 719.9 | 999.4 | 80 | 1,317.10 | 12.7 | 31.8 |
| オランダ | 243.9 | 352.6 | 34 | 258.7 | 2.5 | △ 26.6 |
| フランス | 262.6 | 65.6 | 12 | 9.1 | 0.1 | △ 86.1 |
| ドイツ | 35.8 | 172.2 | 24 | 30.1 | 0.3 | \triangle 82.5 |
| オーストラリア | 232.2 | 128.4 | 39 | 481.2 | 4.7 | 274.8 |
| 韓国 | 370.3 | 129.1 | 209 | 402.7 | 3.9 | 211.9 |
| 台湾 | 54.3 | 111.3 | 40 | 68.6 | 0.7 | △ 38.4 |
| 香港 | 1,711.90 | 257.7 | 13 | 20.2 | 0.2 | △ 92.2 |
| シンガポール | 3,328.70 | 772.5 | 154 | 604.3 | 5.8 | △ 21.8 |
| タイ | 4.7 | 10.1 | 11 | 99 | 1 | 880.2 |
| マレーシア | 72 | 334.6 | 112 | 481.5 | 4.7 | 43.9 |
| インド | 5.1 | 7.1 | 28 | 66.8 | 0.6 | 840.8 |
| 中国 | 58.8 | 263.9 | 30 | 21.7 | 0.2 | △ 91.8 |
| サウジアラビア | 0.2 | 0.9 | 4 | 3,018.00 | 29.2 | 335233.3 |
| コンソーシアム | 664.5 | 4,192.00 | 215 | 736.2 | 7.1 | △ 82.4 |
| 外国投資計 | 9,795.40 | 14,187.20 | 1,207 | 10,334.30 | 100 | △ 27.2 |
| 投資実行件数・額 | 9,515.50 | 5,425.90 | 531 | 4,574.60 | ? | △ 15.7 |
| 投資実行率(%) | 97.1 | 38.2 | 44 | 44.3 | ? | ? |

[注 1]投資実行件数・額は生産設備の整備状況の進捗や商業生産が可能な段階で、BKPM より発行される恒久的操業認可(IUT)に基づくもの。

[注2]「欧州」はロシア(CIS)、ウズベキスタン、トルコなども含む。

[出所] JERO ホームページ (http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/idn/)

一方、貿易額での韓国のシェアを見ると、2004年のインドネシアの輸出の 11.7%を占め、日本、アメリカ、シンガポールに次ぐ4位、輸入では4.2%、

日本、シンガポール、中国、アメリカに次ぐ 5 位となっている (EU は全体 としては大きいがここの国だけでは小さい)。貿易面では投資以上に伸びが著しい (表 2、3 を参照)。

表2 インドネシア:貿易統計 輸出(国・地域別)

(単位:100万ドル、%)

| | 輸 | 出 | ŀ | | |
|-------------|--------|--------|--------|------|------|
| | 2002年 | 2003年 | 2004年 | | |
| | 金 額 | 金 額 | 金 額 | 構成比 | 伸び率 |
| 日本 | | 13,603 | 15,962 | 22.3 | 17.3 |
| アジア NIES※ 1 | 7,417 | 7,740 | 9,072 | 12.7 | 17.2 |
| ASEAN※2 | 9,933 | 10,726 | 12,997 | 18.2 | 21.2 |
| シンガポール | | 5,400 | 6,001 | 8.4 | 11.1 |
| 韓国 | | 4,324 | 4,830 | 6.7 | 11.7 |
| 中国 | 2,903 | 3,803 | 4,605 | 6.4 | 21.1 |
| 中東 | 2,022 | 1,998 | 2,342 | 3.3 | 17.2 |
| 米国 | 7,559 | 7,374 | 8,767 | 12.2 | 18.9 |
| 中南米 | 706 | 607 | 828 | 1.2 | 36.4 |
| EU | 7,898 | 7,957 | 8,713 | 12.2 | 9.5 |
| ロシア・東欧 | 475 | 599 | 643 | 0.9 | 7.4 |
| アフリカ | 1,235 | 1,250 | 1,358 | 1.9 | 8.6 |
| 合 計 (その他含む) | 57,159 | 61,058 | 71,585 | 100 | 17.2 |

[注]※1はシンガポールを除く。※2はインドネシアを除く ASEAN 加盟 9 カ国

〔出所〕JETRO ホームページ

(http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/idn/)

表3 インドネシア;貿易統計 輸入(国・地域別)

(単位:100万ドル、%)

| | 翰入 | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|------|-------|
| | 2002年 | 2003年 | 2004年 | | |
| | 金 額 | 金 額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 |
| 日本 | 4,409 | 4,228 | 6,082 | 13.1 | 43.8 |
| アジア NIES※ 1 | 2,898 | 2,627 | 3,450 | 7.4 | 31.3 |
| ASEAN%2 | 6,996 | 8,030 | 11,494 | 24.7 | 43.1 |
| シンガポール | | 4,155 | 6,083 | 13.1 | 46.4 |
| 韓国 | | 1,528 | 1,943 | 4.2 | 27.1 |
| 中国 | 2,427 | 2,957 | 4,101 | 8.8 | 38.7 |
| 中東 | 2,261 | 2,598 | 3,720 | 8 | 43.2 |
| 米国 | 2,640 | 2,695 | 3,225 | 6.9 | 19.7 |
| 中南米 | 510 | 533 | 985 | 2.1 | 84.8 |
| EU | 3,571 | 3,554 | 5,252 | 11.3 | 47.8 |
| ロシア・東欧 | 363 | 424 | 959 | 2.1 | 126.2 |
| アフリカ | 1,664 | 1,587 | 2,339 | 5 | 47.4 |
| 合 計 (その他含む) | 31,289 | 32,551 | 46,525 | 100 | 42.9 |

[注]※1はシンガポールを除く。※2はインドネシアを除く ASEAN 加盟 9 カ国

〔出所〕JERO ホームページ

(http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/idn/)

投資、貿易とも内容をさらに検証していかなければならないが、ごくおおざっぱに見ても、インドネシア経済の中での韓国の存在感はますます高まってきている傾向が見てとれる。

今後の調査課題

今回の調査はあくまでも予備的なものであったが、訪問の先々でさまざまな問題が突きつけられた。今後、以下の個別の問題に関して、それぞれ実地調査お呼びし領分堅調さを進めていく必要がある。

1. パプアにおける Korindo 社による伐採・合板とパプア住民との関係について。Korindo 社にとどまらず、資源(木材、石油、LNG、石炭、水産資源など)開発が韓国企業によってかなりおこなわれてきており、これらを総合的に調査する必要がある。

- 2. 原子力発電所建設計画における日本および韓国の関連について。そして 住民・NGOの反対運動に関して。
- 3. ジャカルタ近郊の Bekasi、 Tangerang、中ジャワ Semarang 周辺、東ジャワ Surabaya 周辺など工業地域・経済特区(保税加工区)での韓国企業の実体と問題点。とりわけ労働・人権問題。
- 4. 韓国の対インドネシアODAに関して。今回は韓国の対インドネシアODAについてはKOICAから話を聞くだけにとどまったが、個別プロジェクトでもし問題があるとしたら、その実地調査も実施すべきであろう。

望むらくは韓国において進出企業問題、ODA問題により関心が高まり、独自の調査研究チームが編成されることが望ましい。日本では曲がりなりにも進出企業問題、ODA問題に関して、かなり多くの市民グループが実態調査を含め調査研究の蓄積がある。これらの蓄積は、今後、韓国の調査研究グループとその成果を共有し、共同の調査をおこなう場合に非常に有効になると考えられる。ただし、70年代、80年代に比べると、いわゆるグローバル企業が飛躍的に活動の幅を広げており、一国家の枠でとらえきれない問題も浮上してきている。このグローバル化の中での日韓企業の連携や、欧米企業との連携も視野に入れる必要がある。

1 Jakarta Post, 2007年3月5日。

lop. cit.

「朴根好/金子文夫/佐伯奈津子ほか著『NIKE: Just DON'T do it. 見えない帝国主義』アジア太平洋資料センター、1998年、を参照。

「村井吉敬ほか『スハルト・ファミリーの蓄財』コモンズ、一九九九年、参照。 「Suara Pembaruan、2001年1月18日。

「たとえば、アジア太平洋資料センターインドネシア研究小組『インドネシアの日系多国籍企業:その全体像』1980年、村井吉敬「日本企業の東南アジア進出:日本=東南アジア関係の一般的背景と新たな関係の摸索」上智大学国際関係研究所編『国家としての日本から見た現代国際関係の諸問題』

(文部省科研費一般研究(C)報告書)1981年、など参照。

「Free Trade Zone & Industrialization of Asia. AMPO (Special Issue). 8(4)-9(1,2),1977、北沢洋子『日本企業の海外進出』日本評論社、1982 年、黒田洋一・フランソワ・ネクトゥー『熱帯林破壊と日本の木材貿易』築地書館、1989 年などが当時の秘本企業の東南アジア進出を批判的観点から取り上げた著作である。

北沢洋子 『暮らしの中の第三世界』 聖文社 『バナナと日本人』(岩波新書) 岩波書店、1982 「増田輿・後藤乾一・村井吉敬「インドネシアの1974年1月15日事件」『社 会科学計究』第55号(1974年4月)、93~168ページ。

「たとえば、塩沢美代子『<u>メイドイン東南アジア</u>』 現代の「女工哀史」』岩 波書店、1983 年、鎌田慧『<u>アジア絶望工場</u>』現代史出版会(徳間書店) 1984 年、などにそのような事実が書かれている。

Joint Research on ODA and TNEs – Japan, South Korea and Indonesia –

MURAI Yoshinori

SUMMARY

In the late 1970's and at the beginning of 1980's, PARC (Pacific Asia Resources Center) members carried out a series of intensive researches on the Japan-based Transnational Enterprises (TNEs) in Southeast Asia. Our main aim was to investigate the negative effects of their rapid 'advancement' on the people of Southeast Asia.

In the late 1980's, after the collapse of Marcos regime in the Philippines, Japanese ODA Research Study Group and Southeast Asian NGO members initiated the research on Japan's ODA (Official Development Assistance) to Asia and Pacific countries. They found out that some of Japan's ODA projects had harmful and negative impacts on the people in Asia-Pacific region.

This 'field note' presents some of the findings observed in Indonesia by the new research projects conducted by Japanese, South Korean and Indonesian researchers of ODA and TNEs. Some of our members actively participate in NGOs such as Nindja (Network for Indonesian Democracy, Japan), People's Media 'Chamsaesang' Seoul and INFID (International NGO Forum on Indonesian Development).

The impacts of Korean TNEs and ODA in Indonesia are notable. It was discovered that 'internationalized' Korean businesses were now causing problems similar to that of Japanese companies: labor problems, environmental problems and corruption etc. We are now preparing to conduct a research on the Indonesian governmental plan of Atomic Power Plant in Central Java and Madura Island, a project which both Japanese and Korean companies are showing intention to join in.

<研究ノート>

野宿者問題講座第1回セッション1: イントロダクション・野宿者問題の概要

下川雅嗣

(上智大学外国学部助教授)

セッション1 レジュメ

- 1) イントロダクション:
 - ・本講座をやることになった動機と目的
 - ・本講座の対象(本学学生、特に野宿者との関わりがまだない人)

2) データ

・1998年8月(約2万人: 東京23区4,300人)

渋谷 231 名 (のじれん調査: 314 名)

- ・2003年1月(25,296人:東京23区5,927人)渋谷約600名
 - →実数5万人くらい?
- ・2005年8月 東京23区4263人 渋谷 約400名
- 現在国は全国調査準備中。

(参考)

- ・現在の失業率(2006 年 4 月: 4.1%)失業者数(2006 年 4 月: 284 万人)→問題あり。
- ·不安定就労労働者 1995 年約 1000 万、2005 年 約 1600 万(32%)
- ·自殺者数約3万人。
- 3)野宿者の生じる原因→最大の原因は失業。(プリント参照)
 - ・好きで野宿をやっているのか。
 - ・不況だから野宿者が増加したのか。
- 4) 野宿者に対する行政対策と運動のおおよその流れ
 - ・1999 年までの行政の対応

(野宿労働者に対して、国は何もしない。排除と隔離収容)

- ・1996年1月「新宿ダンポール村強制撤去」
- ・1997 年 10 月:東京都以後強制排除はしないと約束。 (自立支援事業の開始)
- ・1999 年以降: 野宿者問題の国レベルへの格上げ(全国一律の対応を要望)
- ・2001年2月:長居公園での野宿者強制排除
- ・2002年8月:ホームレス自立支援特別措置法公布
- ・2005年1月 白川公園野宿者強制排除
- (8人に650人の警察・市職員・ガードマン)
- ・2006年1月30日 うつぼ・大阪城公園野宿者強制排除
- 5) 総合的に野宿者のことを考える。
- ①法的な視点から。

国際条約、憲法、生活保護法、ホームレス自立支援特別措置法

- ②経済・制度的な視点から。
 - 不安定就労、失業者の増大。失業保険、生活保護、住宅費。
- ③社会・文化的視点:個人主義、自己責任、自助努力・・・
- ④野宿に至る過程でのこと。

(次回以降に向けての参考 HP)

全都野宿労働者連帯行動実行委員会(準)http://squat2live.seesaa.net/ 渋谷・野宿者の生活と居住権をかちとる自由連合(のじれん)

http://www.geocities.jp/nojirenjp/,

http://www.jca.apc.org/nojukusha/nojiren/

1) イントロダクション

さて、イントロダクションということで、まず本講座をやることになった動機と目的とについて話したいと思います。

チラシを持たれた方はもう読んでいらっしゃるかと思いますが、今年の1 月30日に大阪城公園とうつぼ公園で野宿者約20名が強制排除され、テント を壊されるということがありました。20 名の野宿者のテントのところに 1.000 人の警察官や市の職員やガードマンがやってきて行政代執行による強 制排除というものが行われたのです。これがかなり新聞やテレビ等にも取り 上げられ、実況中継という形でも映像が流れて多くの学生が見られたようで す。先生たちも見たようですね。しかし、その報道を見た感想を聞くと、先 生方からも「公園を不法占拠しておいてあれだけ騒ぐのは何事か!」みたい なコメントが僕の耳に入ってきたわけです。もちろん最初から偏見を持って らっしゃる方もいるのかもしれないけど、僕自身はあの報道自体が、かなり 過激なところばかりを取り上げていて、視聴者の誤解や無理解を生じさせて いるとも思いました。実は、あの行政代執行に及ぶ長いプロセスに渡って、 ちゃんとした行政交渉、つまり行政の代表と野宿者自身が話し合いをするよ うなことがもう半年以上ずっと行われてきたわけです。それをまったく無視 するような形で、あんな強引な強制排除が起きた。新聞やテレビではそれま でのプロセスが何も論じられていない。あの場面だけが皆さんの情報として あるわけです。

そういったことも含めて、僕が授業の中で野宿者の話をするときも感じますが「知らない」がための多くの偏見や誤解があるように思います。それは、なぜ野宿者がこんなに増えていったのか、日ごろ野宿者がどんな生活をしているのか、公共地と言われる公園や河川敷になぜ住まなくてはならないのか、そこから排除されるということが彼らの生活や人生にとってどういうことをもたらすのか、何がおきているのか、法的背景はどうなっているのか、そういう基本的なことが理解されていないことが原因としてあるように思います。

例えば面白いことに、後で笹沼さんも話してくれると思いますが、福祉 施策も何も提示せず公園から野宿者をただ排除するというのは国際法、社会 権規約違反であると、日本政府は国連から警告・注意を受けている。それに 対してそういう報道はまったくなされていないし、多くの学生たちも「公園 に勝手に住んでいるんだから悪いんじゃないの?」と思っている。または日本には憲法や生活保護法などが色々あるけれど、実はそれがどう運営・適用されているのかあまり知られていない。逆に多くの場合、行政がそういう法律に違反している可能性がある。そういったようなことを含めて背景をきちんと理解してほしいと思っています。

または法的背景だけはなくて経済的背景や、今全世界的に広まっていると言われている新自由主義的グローバリゼーションに起因する問題もあります。だから野宿者個人が悪いというのではなくて、野宿者を生み出す社会構造や背景をきちんと理解してもらって、なるべく総合的に理解してもらいたい。その理解の上で野宿者に接する、野宿者と関わる、野宿者問題を考えるというようなことをしていきたい。しかし今はあまりにも多くの人が知らなすぎる。そこで、この講座をやっていきたいと考えた次第です。

さて、この講座の内容ですが時間さえ許せば1回から4回までトータルで参加していただきたいと思います。1人1人の講師というのは、あくまでも1つの側面からしか話すことができません。ですから、総合的な理解というものをこの講座の目的とするならば1回から4回のすべてに出ていただければありがたいです。ただ、4回しかできないというのはこちら側の都合で、本当はこれだけで野宿者問題がすべて理解できると言うつもりは全然ありません。ここに欠けている視点はいっぱいあると思います。ただ、とりあえず僕が「今のところこれだけは知って欲しいな」と勝手に思う重要なところを組み合わせてプログラムを作ったと言う形になっています。

同時に本講座の対象というところをはっきりさせておきたいと思います。 基本的には本学学生、特に今まで野宿者と特別に関わってこなかった、また はよく知らない人を対象にしゃべりたいし、または講師の方にもしゃべって いただきたいと思います。もちろんこれは大学の HP にも載っていますから、 学外からもいろいろな方々来られていると思います。場合によっては実際野 宿者と関わる活動をされている方、またはもしかしたら行政の方もおられる かもしれませんけれども、基本的に対象は学生であることをご理解していた だければありがたいかと思います。それで、講師の話の後に時間さえあれば 質疑応答の時間をとるかもしれませんが、時間によっては学生の質問の方を 優先する可能性がありますので、それについても事前に了承していただけれ ばと思います。 それでは野宿者の話をしていきたいと思うのですが、皆さんもちろん日本社会で生きている以上、多くの野宿者ともう既に接していると思うし、野宿者のいる光景を見ていると思います。見ていると思いますけれども、人によっては見ないふりをしている方もいるかもしれないし、またはなんとなく頭の中を素通りしている人も多いかもしれません。そこで皆さんにイメージを膨らませていただくために、彼らがどういう生活をしているのか等、画像を見ていただきたいと思います。今から解説してくださる方は、私の昔のゼミ生で、野宿者と一緒に活動されている吉田さんという方です。

【写真で見る野宿者の状況】 投資額

詳しいお話はこの後の下川先生、笹沼先生にお譲りするとして、ここでは写真を見ながら野宿者の状況についてイメージを膨らませていただきたいと思います。

写真1:隅田川河川敷テラス



まず最初の写真は隅田川の河川敷です。今、隅田川には上流から下流まで約700軒の小屋があるんですけれども、このようにブルーシートまたはテントで仮小屋を作って生活しています。

写真2:渋谷·宮下公園



写真3:小屋を持たない野宿者

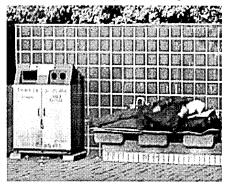


写真2は渋谷の宮下公園です。これは若干古い写真で、今はテントの数 もぐっと減っています。

それで、この後も写真が何枚かあるんですけれども、私たちは現場で活動していて野宿の当事者にカメラを向けることはあまりないんです。写真を撮られることを好まない方がたくさんいるので。なので、なかなか野宿者自身の写真は出てこないかもしれませんけれども、その辺はご了承下さい。

このようにブルーシートで小屋がけの野宿者というのは皆さんもよく目にされるかと思います。野宿者というと隅田川や宮下公園のようなブルーシートのテントを想像される方がとても多いんですけれども、実際は写真3や4のように小屋を持たなくて寝場所を転々とされている方もいます。彼らは荷物を置くところがないので全財産を抱えて毎晩毎晩寝場所を転々としながら暮らしているんですけれども、そういう形で生活している野宿者の方が、

写真4:小屋を持たない野宿者②



実際は小屋を持っている方より もずっと多いということを知っ ておいていただきたいと思いま す。

それから見にくいですが写真 5。野宿者の方がよくやられてい る職業としてアルミ缶集めなど の都市雑業というのがあります ので実際に写真で見ていただき たいと思います。これを集めて業 者に売って、生活の糧にされてい

る方がとてもたくさんいます。写真では集めたアルミ缶をつぶす作業をしています。ただ、普通はこんなに大勢ではやりません。個々人でやるのが一般的です。これは、皆で集めたアルミ缶を売ったお金で、共同炊事(炊き出しに似たもの)のおかずを買おうという取り組みの中の1コマです。

写真6について。野宿者が公園など公共の場所に生活していると、よく「野宿者がいるから公園が汚れる」とか「あいつらがゴミを散らかすんだ」というようなことをいう市民の方がいるそうです。しかし実際には野宿の方たちは自分たちの身の回りをすごく気にしていて、掃除や片付けなどをして近所に気を使いながら暮らしている方が多くいます。

写真7は野宿者の多い地域でよく見られる炊き出しや協働炊事の様子です。多いのはキリスト教系の団体や慈善団体のボランティアが食事を一方的 に配るという形の炊き出しです。しかし今この写真に写っているのは、その









写真5:アルミ缶つぶし(左上) 写真6:掃除をする様子(右上) 写真7:協働炊事(右下) 写真8:寄り合い(左下)

ように「あげる―もらう」というやり方ではなく、野宿している同士が一緒に作業して作り一緒に食べるという形のもので、彼ら自身は炊き出しではなく「協働炊事」と呼んでいます。

写真8は集会や寄り合いをやっている写真です。これは必ずしもどこの 地域でも見られるものではないと思いますが、こうして何かあるたびに集会 や寄り合いなどをして、皆で「今後どうしていこうか」「こんな問題が起こっ ている」「今、行政がこういうことをしようとている。どうしようか」という ようなことを話し合っています。

写真9:野宿者を寝かせないベンチ



写真 10:立ち退きを求める看板(江東区)



写真:11 うつぼ公園強制排除(大阪)



写真 12:白川公園強制排除(名古屋)



次に「野宿者の排除」ということで写真9を見て下さい。これのどこが排除なのかと不思議に思う方もいるかもしれません。しかし、写真4の小屋を持たずにベンチで寝ている野宿者の姿を思い出して下さい。今、都内各地の公園にはこのように真中にしきりがあったり、奇妙な装飾が施されていたりして野宿者が体を横にすることができないように細工されているベンチがとても多く見られます。すごく目立たない形なので一般の方は気づかなくて、座りやすいようにしてあるのかなと勘違いしてしまいがちなのですが、これも実は野宿者を追い出すためのものであると言うことができます。写真10は、江東区のとある野宿者の多い地域で工事を理由に立ち退きを求める内容の建て看板です。下線部分には「なお、所有物を長期間置くなど、公園を不法に使用している者は、工事開始までに、所有物を持って退去すること。」と書いてあります。

写真11は先ほど下川先生からお話のあったうつぼ公園強制排除の様子。写真12はそれからさらに1年前に、名古屋市の白川公園で同じく行政代執行に

「社会正義」(26号、2007、上智大学)

写真 13: 都庁前での抗議行動

よる野宿者排除が行われた際のものです。このときもわずか数名の野宿者に対して600人以上の職員やガードマン、機動隊が集まって排除が行われました。

次にお見せしたいのは「野宿者の 運動」の様子です。例えば行政が野宿 者を一方的に排除するとか、野宿者に とって不十分または不利益になるような施策を行おうとするとき際に、必ずしも黙ってそれに従うのではなく て、野宿者の方たちで集まって話し合い、抗議行動や要求行動を行ったりします。また、追い出しを行うのはだいたい各自治体の土木部とか公園課と か、そういう部署なのですが、公共地の管理者との話し合い・交渉というの もこのように行っています。(写真解説:吉田)

2) データ

これから先は、データ的な話を少し したいと思います。

基本的に野宿者が全国で増えだしたのはバブルが崩壊した後です。1991年以降、92年、93年頃から増え始めています。それ以降、94年、96年と新宿の地下道での強制排除が行われ、特に96年のものはテレビ報道もされた大規模なものだったわけですけれども、その頃から急激に増えました。ちなみに、後で説明しますが、



写真 14: 江東区役所との交渉



写真 15: 江東区役所との交渉②



もともと寄せ場と言われるようなところには、日雇い労働者や仕事にありつけなくてアオカンしている人(路上に寝ている人)がいました。今お話しているのは、この寄せ場と言われる特別な地域以外のところで野宿者が増え始めたのが1992~3年頃だということです。最初、東京で野宿者が多く見られるのは新宿くらいでした。それが、例えば僕が住んでいる渋谷に増えだしたのは、94年、96年に新宿で強制排除が行われた後からというような感じです。そうして大きな都市で増え出したんですけれども、その後97年、98年くらいからは、東京全域にとどんどん広がっていくという感じでした。それから98年くらいからは名古屋とか静岡とかいう各地方都市、いわば全国の主要都市でも野宿者が増えていくという状況が見られました。

実際に行政が出したデータと言うのは98年8月段階では2万人。そのとき東京23区は4,300人と報告されました。これも行政が自分たちで進んで行ったのではなく、国連から「データさえないのか」ということを指摘されて、それで一応データを出した、調査を行ったというような話です。国連に対して行政は、野宿者の問題を始め、人道的な問題について定期的に報告しなければならないんです。その97年段階の報告では、国連に対して野宿者のことは報告しなかったし、データもないという状況でした。それに対して様々なNGOや支援団体が大きな問題があるということを訴えて、その結果なのかどうかはわかりませんが国連が「少なくとも調査しなさい」ということを日本政府に言ったということで調査が行われました。

ただこの調査というのは結構いい加減です。例えば98年段階で約2万人、東京23区で4,300人という行政のデータがあります。しかし、行政の数え方というのは当時が一番ひどくて、昼間、目で見て数えるわけです。役人は普通昼間しか仕事をしないので。それではちゃんとした実態はよくわかりません。そのときの調査では渋谷区が231名という結果だったんですけれども、同じ頃、渋谷で活動している「のじれん一渋谷・野宿者の生活と居住権をかちとる自由連合」(以下のじれん)という団体が調査した結果が314名。少なくともきちんと顔が一致するような形で314名はいました。しかものじれんの知らないところでも野宿者はもっといたと思います。行政の調査ではこの程度の誤差があるということになります。

また、行政は 2003 年 1 月の段階でもう 1 回調査を行っています。それが 日本全国で 25,295 人。今の日本政府がもっている一番新しいデータがたぶ んこれなんじゃないかと思います。この後、近日中に調査をするということで今、政府は準備していると思います。2003 年 1 月段階で東京 23 区は 5,927 名という結果が出たんですけれども、そのとき渋谷はおそらく 300 名くらいだったと思います。でも、当時のじれんの調査では 600 名はいました。ですから、だいたい様々は支援団体が言うことを総合すると、実際は行政が発表する倍の数の野宿者がいるのではないか、5万人くらいはいるのではないかと言われています。ただ支援団体がいるところといないところというのがありますので、本当にちゃんとした数を支援団体が調査できているというわけではありません。

東京における一番新しいデータは 2005 年 8 月に都が調査を行った際の 4,263 名です。この頃、渋谷は 400 名弱くらいだったと思います。ただ、この数字はかなり問題があると思っています。例えば、最近では行政が様々な支援事業をやり始めて、一時保護所や自立支援センター、あるいは現在、地域生活移行支援事業と言って、一般のアパートに 2 年間限定で入れるというような事業も行っているわけです。それらの事業を利用した人がいる分、テントの数も減っているので、データでも「野宿者減少」と出てくるわけです。しかし、その人たちは決して安定した居住条件にあるわけではありません。一定の期間が経過すれば再び路上に追い出される可能性がものすごく高くあるという状況です。しかも昼間の目視調査ですから、小屋のない人、昼間あちこち移動している人などはカウントされません。この 2005 年 8 月の調査直前の時期に新宿中央公園、戸山公園、隅田川、代々木公園、上野公園で地域生活移行支援事業が行われ、かなり強引にテントを減らされたわけです。その減ったテントの数だけ引くと 4,263 名に近い数になっているので、行政はただ単に引き算しただけで本当に調査をしたのかなという疑問もあります。

日本全国での野宿者の数は、推測するとおそらく 5 万人はいないかもしれないにしても、実質公園や路上で生活している人は 3 万、4 万でしょう。それに加えて不安定な居住状態の中にいる人というのはかなりいます。彼らもまたいつ野宿に陥るかわからない。ですから、行政のデータをそのまま受けて物事を考えると問題を見誤るかなという気がします。

これは後で話しますけれども、野宿者問題の最大の原因は失業、仕事がないということだと思います。それに関連して言うと現在、失業率は少し減ったと言われていますが2006年4月段階で4.1%。完全失業者の総数が284

万人で約300万人いるわけです。300万人のうち3万人が野宿者という話には考えられないですけれども、少なくとも300万人が仕事がない状態で困っています。その人たちも、色んな環境が悪ければいつ野宿に至ってもおかしくないというような状況であると考えられます。ただ、新聞などで失業者数や失業率といったデータを見るときには注意する必要があります。このデータもまたかなり疑問です。どういうことかと言うと、例えば失業率や失業者数を計るときには、ハローワークに通うなど公的に就職活動をやる人しか失業者としてカウントされないわけです。皆さんの中でも就職活動をして、あちこちでダメって言われる人は結構いますよね。そして、あんまりそういうことが続くとやる気がなくなって「就活もうええわ」という気になります。「もうええわ」「こりゃだめだ」という感じで諦めてハローワークにも行かなくなると、もう失業者の数にも入れないわけです。だから、失業者が減ったと言われていますけれども、ある意味仕事を探すことを諦めた人の数が入っていませんから、実際はもっと大変な数の失業者がいるという風に考えた方がいいと思います。

それと同時に考えなければならないのは、不安定労働者、非正規労働者と呼ばれる人たちの存在です。昔は大体会社の正社員が多かったんですけれども、最近は非正規就労ということでパートやアルバイト、あるいは派遣、そして最近朝日新聞に出てくる偽装請負だとかいうものを含めて、とにかく安定した就労ができていない人というのがこの 10 年間でものすごく急激に増えているわけです。その氷山の一角が野宿者だと考えてもいいのかもしれません。だからもっと大きく問題を見る必要があると思います。95 年には約1000万人の不安定就労者がいた。これが2005年には約1600万人いるわけです。つまり600万人がこの10年間で増えて、その上500万人くらいの正社員が減っているわけです。その変化が起きているということにかなり大きな問題性があるのではないかなと思います。この1600万人というのは全労働人口の約32%、つまり3人に1人は非正規就労の状態にあるということになるわけです。そういう全体像の中で野宿者問題を考えた方がいいでしょう。

もう 1 つ言うならば、野宿者の数が約 3 万人だというのと同時に、毎年 日本で自殺する人の数も約 3 万人だと言われています。その自殺の原因も主 には失業だと言われているようです。つまり失業のために自殺した人が毎年 3 万人もいる。ある意味で野宿者は自殺をせずにその中で生き延びようとし た人かもしれません。そのような捉え方もありうるし、それだけ背後に、野 宿者だけの問題ではなくて非常に大きな構造的な問題があるという見方が大 事なんじゃないかと思います。

あと、一言だけ「野宿者」という用語についてお話しておきましょう。 どういうことかと言うと、今回のこの講座は「野宿者問題連続講座」という ことで「野宿者」という呼称を使っています。ところが法律や行政の調査な どでは「ホームレス」という言い方をします。ホームレスの定義とは何ぞや と言い出したらきりがないので、ここは避けたいのですが、一般に野宿者自 身が「ホームレス」と言われると大体多くの人は嫌な気持ちになるというの で、どちらかと言うと野宿者と一緒にいる人たち、活動している人たち、野 宿者自身は彼らあるいは自分たちを「ホームレス」だという風にはあまり言 いたがらない傾向があります。それに対して行政の方は場合によっては「路 上生活者」という言葉を使うこともあるけれども、基本的には「ホームレス」 という言葉を使います。だから、僕らはよく色んな会合があるときに「『ホー ムレス』っていう風に打ち出している会合は行政側だね、「野宿者」とか「野 宿労働者」って打ち出している会合は行政側ではないね」と言っています。 今回、行政側の人もこの講座に来ますけれども。「ホームレス」という言葉に は、学生が使っているのを聞いても偏見とか、差別的なニュアンスが含まれ ていることが多いのです。英語の homeless は別ですが、日本語の「ホーム レス」は問題があるのかなと思いますので、僕の場合は「野宿者」とか「野 宿労働者」という風な言い方をさせていただきたいと思います。

3)野宿者の生じる原因

さて、2番目に野宿者が生じる原因についてお話したいと思います。最大の原因は先ほども言ったように失業だということですが、「なぜそんなに多くの人が野宿しているの?」という資料を参照して下さい。基本的には「仕事が減った」という方が45.2%もいます。これは2003年に構成労働省が調査をした結果です。「仕事が減った」45.2%、「倒産・失業」30.8%、「病気、ケガ、高齢で仕事ができなくなった」10%。役所の調査でさえも多くの人たちが仕事が原因で野宿をしているという結果が出ています。これが根本原因です。

その前に、野宿者をカテゴライズすることというのは行政がやることな

ので僕らがやりたいとは思わないのですけれども、野宿者を語る際に大きく 2つの流れがあるのではないかと思っているので、それをお話したいと思い ます。

1つは、野宿者問題を論じる際に必ずその視点を失ってはいけない日雇 い労働者の話です。昔は寄せ場運動、日雇い労働者運動というのがありまし たが、皆さんの中には日雇い労働者と言ってもイメージがわかないし、寄せ 場と言っても何のことかわからないという人も多いかもしれません。日本の 高度経済成長期には様々な建設現場がいっぱいあったわけです。そのときに 日本政府が「寄せ場」という、日雇い労働者が住み、そこで労働力の売買が 行われるような場所をある意味人為的に作ったのです。要するに、正社員を いっぱい作ってしまうと、仕事がいっぱいある時もない時もその人に給料を 払わなくてはならない。特に建設現場ではその波が激しいので、仕事がある ときはいつでも呼び寄せて、仕事がないときにはいつでも切り捨てるような 労働者が、ある意味、経済成長のため経済発展のためには大事だということ になります。そこで、そういう場所を行政がそれぞれ大都市に作ったわけで す。東京には山谷、名古屋には笹島、大阪には釜が崎、横浜には寿という場 所があるわけですけれども、そういう場所を寄せ場と呼んで、そういう場所 を作って、そこに日雇い労働者―いつでも切ることができる労働者―を集め るということをずっとやってきました。これは決して自然発生的に起こった ことではなくて、行政が意図的に行ってきたことです。労働の需給調節弁と して、需要と供給の調節の利く不安定な労働者がものすごく役に立つという ことで、そういう人たちや場所をたくさん作ってきました。一番多い頃には 釜が崎には3万人、山谷には2万人くらい労働者が住んでいました。その人た ちは仕事があればいつでも行く、仕事がなければ路上で寝るという生活をし ていたわけです。今現在も、山谷や釜が崎は存在しています。ただ、今はだ んだんと派遣や契約などの様々な雇用形態が出てきたので、寄せ場が機能し ているか、そこに行ったら仕事がいっぱいあるかと言ったらそうでもありま せん。今、東京などの大都市で野宿者が増えている流れというのは、その部 分も関係しているということです。

どういうことかと言うと、高度成長期には日雇いで一生懸命働いた人たちがいたわけです。ある意味で、今の日本の社会基盤というのはその日雇い労働者たちが作ったと言っても過言ではない。昔の労働省に勤めていた人たちは初任者研修のとき、まず最初の研修で山谷につれていかれて「ここは日本の

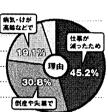
経済成長を担った人たちがある大事な土地なんだ」と紹介されるそうです。 「彼らに足を向けて寝てはいけない」なんてすごいことも言うわけです。そ して「彼らは需給調節弁としてとても大事なんだ」ととんでもないことを言 う。ここからも寄せ場が人為的に作られていることがわかります。そうやっ て頑張った人たちが今もう既に50代、60代、場合によっては70代になってい ます。その人たちは現在もっと働きたいかもしれないけれども、そんなに仕 事はないし、年をとっているとなかなか働かせてもらえない。そして失業す る。不況になったらいよいよ仕事がない。そんな風に、その人たちが使い捨 てられている状況があります。つまり、実際に建設現場で働いていた人たち が寄せ場にいても仕事がなくなった。そこで食っていけないために、新宿の ような繁華街で仕事や食糧を求め、生活をしのぐために出て行った。そうい った流れもあると思います。とにかく建設現場の仕事がなくなった、高齢化 して仕事ができなくなった、というようなことが大きな原因でしょう。 それと同時に必ずしも今の野宿者が皆、日雇いの仕事を経験してきたかと言 うとそうでもない人もかなり多い。これがもう1つの流れと考えることがで きます。渋谷とかだと若い人もいっぱいいるし、皆さんくらいの年の人も結 構います。現在は少数ですが今後の増加が大いに懸念される動きとして、こ うした若い野宿者の増加があるのです。この動きというのは、中高年層に比 べて近年の不況の影響を直接的に受けており、大卒高卒の人の就職難が深刻

べて近年の不況の影響を直接的に受けており、大本高本の人の就職難が深刻化する中で、より低学歴層の若者たちが押し出される形で野宿生活へと追い込まれ始めています。また、これは若い人とは限りませんが建設現場で働いたことのない人、例えば中小企業の社長だったという人もいるわけです。この不況の中、倒産してしまって野宿になったという人もいます。または大学を出て一級建築士の資格を持っている人だって宮下公園にはいるわけです。大企業で働いていた人もリストラされることによって野宿者になるという人もいます。若い人の中には、場合によっては家庭環境が悪かった等様々な事情があって、なかなか社会的な基盤がなくて定就労ができなかった、フリーターとして働くうちに野宿にいたった、という人もいます。

このように、野宿者問題全体を見ていくときには、もともとの寄せ場・ 日雇い労働者の問題の延長線上にいる野宿者と、新たに出てきている社会問題、新たな社会構造が生み出している野宿者と、両方を見ていく必要がある のではないかなと思います。

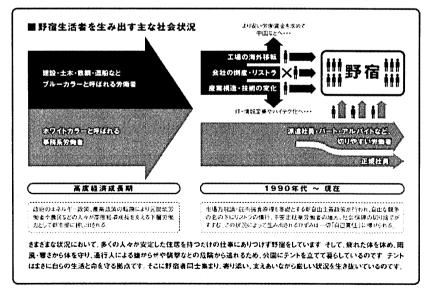
なぜそんなにたくさんの人が野宿をしているの?

現在、全国で野宿者の数は約3万人。2003年の厚生労働省調査では、多くの人々が野宿にいたった理由として「仕事が減った」(45.2%)「倒産・失業」(30.8%)「銭気・けが・高齢で仕事ができなくなった」(19.1%)をあげています。また、失業などによって生活に困っても生活保護さえなかなか受けられないというのが現状です。野宿者の急増は、決して「怠けもの」「好きで野宿してる」というような個人の資質や趣向が原因ではなく、厳しい経済情勢を背景として起こっている現象なのです。



仕事なんで頑張って探せばあるはず。 努力が足りないんじゃないの?

野宿者の多くは長年、建設・土木・鉄鋼・造船などの産業に 従事し、日本の高度経済成長を支えてきた労働者です。しか し、これらは叙陽産業と呼ばれ、もはや労働力の需要がなく工 場等は海外に移転してしまっているのです。現在、リストラな どで失業者はますます増えています。その中で、住所も連絡 先も身元の保証もない50代・60代の野宿者が、長期失業と いうハンデを抱え競争に勝ち残って安定した再就職先を見つ けるのは絶望的です。また、企業のコスト削減のため、派遣や パート・アルバイトなど「使いやすく切りやすい」不安定な立 場の労働者が増加し、若い世代にも野宿する人が増えてい ます。失業そして野宿の間鎖は、決して他人事ではありません。



今、言ったようにバブル崩壊後に野宿者が一挙に増えた、仕事がなくなったから失業が最大の原因だという話を僕が授業ですると、よく学生が「そんなはずはない。好きで野宿をやっているんじゃないか。」という言い方をするんです。なぜそんなことが言えるのか聞くと、学生は「自分たちがコンビニやマクドナルドでバイトしようと思ったらすぐにでも働ける」と言います。確かにコンビニ等には「バイト募集中」と書いてあるわけです。だから「なんぼでも仕事はあるよ」「仕事が嫌だから好きで野宿してるんじゃないの」という言い方をされるのですが、それはパラメータのすり替えです。皆さんは、学生証を持った学生だから簡単にアルバイトの仕事ができる。例えば学生証がない段階で、コンビニやマクドナルドでバイトできるかというと、そこで一段難しくなるんです。だから、皆さんの基準では簡単に見えることでも実際には難しい状況にある人もいるということをきちんと知る必要があるわけです。

それだけではなくて、一度住所を失ってしまうと、例えば履歴書に住所が欠けないという状況になってしまうので、その時点でほとんど就職は困難なわけです。また、皆さんは若いから就職が簡単なわけで、30歳を超えると結構危険です。(僕も上智大学をクビになるとなかなか生き抜くのは大変だろうと思って、宮下公園に僕の住める場所を作ろうとしているけど、最近壊されようとしているのですが・・・。)とにかく、皆さんの基準で考えると物事が見えなくなる。彼らがどういう風な状況に面しているのかということをきちんと考える必要があるのではないかなと思います。好きで野宿をしている人は、90年以前の寄せ場以外の場所ではいたかもしれませんけれども、今はほとんどいないという風に考えたらいいと思います。ただ、インタビューをすると「俺、好きでやってるよ」という人はもちろんいます。でも、プライドであったり、「そうも言ってないとやってられないよ」というところがあるためかもしれません。

もう1つの誤解というのがあって、これは政府も誤解していると僕は思っているんですけれども「野宿者が増えた原因は不況だ」ということがあります。確かにさっき僕も言ったようにバブルが崩壊した後に、不況の中で野宿者が増えていったわけです。それで多くの人たちは「不況だから野宿者が増えた。景気が良くなれば野宿者は減るだろう。」と思っているのかもしれません。しかし現状では今、景気はかなり回復したと言われていますよね。そ

れで行政も公的就労事業を減らしたりとかしています。けれども、今の野宿者は本当に不況だから野宿者なのか、失業の原因は本当に不況だけなのか、というのが問題なのです。失業の原因は不況ではないのです。どういうことかと言うと、不況、好況に拘らず、80年代、90年代以降、色んな産業分野で機械化・IT化がいよいよ進んでいく。そういう風に産業構造のあり方みたいなものがどんどん変わっていっているので、職人的な手作業の仕事や建設現場の肉体労働のようなものは、好況になったら彼らの仕事が増えるかと言ったら決してそうではありません。つまり、失業の原因は不況ではなくて、産業構造が転換してきているための失業であると考えた方がいいのではないかと思います。

これは全世界で考えられることです。日本だけで起きていることではありません。スーザン・ジョージが書いたレポートによると「10年後には世界の人口は80億になる。今の流れで産業構造や技術のあり方が変わっていった場合には、40億人は不要になるから、世界の最大の課題はこの40億人をどうやって殺すかだ。一という風に世界の政財界は考えている。」というようなことが書かれています。その現状として、今の日本にも失業があると考えた方がいいんじゃないかと思います。僕も最初は不況だからと思ってたんです。しかし、好況になったからと言って野宿者は減りません。行政のデータでは野宿者が減っていますけれども、「見えなくなっている」というだけであって、本当に減ったかというとそうではないのです。不安定な居住状態で貧困の中にいる人というのはそんなに減ってないと思います。そういったようなところをまず指摘しておきたいと思います。

4) 野宿者に対する行政対策と運動のおおよその流れ

最後に野宿者に対する行政の対策と運動の主な流れについてお話したいと思います。この部分に関しては、第2回に行政の方に話をしてもらって、第3回に野宿者と関わっている方に野宿者運動の流れ・展望を話してもらうので、そちらに期待して欲しいのですけれども、ここでも何が起きたのか簡単にお話します。

1999年までは政府・国は何もしないという無策の状態が続きました。98年にようやく国連に指摘されて実態調査を行ったわけです。それに対して、色んな地方自治体では対策を行っていたのだけれど、その対策とは何かとい

うと排除と隔離収容でした。つまり強制排除が頻繁に行われていた。一番有名になったのが94年と96年の新宿の地下道にあったダンボール村強制撤去。96年の1月のものはかなりメディアが取り上げて、テレビでも放映されて「あの強制排除はまずかったんじゃないの」みたいな世論が少し沸きあがったように思います。最終的に行政は97年10月に「東京都は強制排はしない」という約束をしたわけです。その辺が1つのターニングポイントだったのかなと思います。ある意味で運動側も、その約束があったがために、あまり行政と聞う姿勢がなくなってきて、行政と色んな協力をしながら自立支援事業やらせるとか、そういう取り組みが行われるようになりました。これが96年、97年の変化です。

その一方で、ついに99年以降国が動き出すわけです。一番大きな原因は、 地方自治体からの突き上げです。地方自治体が自分たちだけで野宿者対策を やると、野宿者の支援をうまくやればやるほど、全国各地からその自治体に 野宿者が集まってきてしまう。だから地方レベルでの対策は限界がある。だ から国で取り組んでくれみたいな突き上げが国に対してあったんです。しか も国連からの指摘もあったので、そういうことも含めて確かに国としての対 策が必要だということになったのです。そして99年以降、野宿者問題は国レ ベルに格上げになりました。その結果、最終的にできあがったのが2002年8 月に公布・施行されたホームレス自立支援特別措置法という10年の時限立法 です。その1年前、2001年の2月に大阪・長居公園で野宿者強制排除というの があったのですが、これが後々、自立支援法を作るときのかなり重要なヒン トになっています。2001年2月は運動をしている側の人たちにとっては、エ ポックメイキングなポイントなんじゃないかと言われています。それはなぜ かと言うと、これまで排除一辺倒だった行政がこのときシェルターを作った。 そして「シェルターに入りなさい」とかなり強引な説得攻勢をかけて、入ら ない者を排除するというやり方を初めて本格的にやったのです。この長居方 式一つまり、一方で支援施策らしきものを用意して、行政が用意したその施 策に乗らない野宿者は排除する、施策と排除がセットになったやり方一が、 今、全国で広まっているようです。自立支援法やそれに基づく行政の様々な 対応には、随所にその長居方式の考え方が色濃く反映されています。

このホームレス自立支援特別措置法は、運動団体の中にもいい法律だという人と悪い法律だという人がいます。僕なんかは最初から「これは問題だ、

とんでもない」と言っていたのですが、後で話される笹沼さんはこれをあま り批判するのは良くないと言っていて、その辺の話もしてもらえるかもしれ ません。なぜ僕が悪い法律と言っているかというと、11条という部分があっ て「公共地の適正利用」という文言が含まれたのです。今までそういう法律 はなかったところに、公共地においてはその公共地の責任者がそれを適正に 管理する責任があると明示されたわけです。ただし、その時には支援施策と 一緒に行わなければならないということは書いてあるわけですけれども。あ る意味で、今まで公共地の責任者はそこに野宿者がいてもあまり気にしなか ったかもしれないけれども、それ以降気にせざるを得なくなったわけです。 だからそれ以降どんどん強制排除が増えるのではないかと僕らは心配してい ました。そんなに単純な話ではないと思いますが、97年に東京都は「強制排 除をしない」と約束していたにも拘らず、現在、実際に強制排除が増え出し てきているというのが大きな流れとしてあると思います。しかも、まったく 対策のない排除というのはあまりないわけです。長居方式のようにシェルタ ーを建てて「あんたらそこに入りなさい」「入らないなら、あんたらが悪いん だから知りませんよ」と、簡単に言えばそういう形になってきています。そ してそのシェルターの水準が低すぎます。どう考えても憲法25条の言う「健 康で文化的な最低限度の生活」とは言えないし、しかも大抵は短期間でそこ を出ていかなければならないのです。そのシェルターが本当に入りたいシェ ルターだったら皆入ると思うのですが、そのような状況だから入りたくない し、入りたくないどころかそこに入ってしまうとその先の生活がかえって破

名古屋•白川公園



綻する。だから入れないわけです。ところが一般市民や行政は「入らないおまえたちが悪い」という雰囲気を醸し出している。そこに大きな問題があると思うし、それがだんだんと各地に蔓延してさるというようなところも問題があるのではないかと思っています。以上が大体の流れです。

強制排除の仕方もすごいですね。2005年1月名古屋・白川公園の時には8人の野宿者に650人の警察や市職員、ガードマン。うつぼ公園の場合には20人の野宿者に1000人の警察、市職員、ガードマン。ちょうど白川公園の排除の時に、僕はポルトアレグレで行われていた世界社会フォーラムに参加していたのですが、そこでその話をしたら「なんでたった8人に650人も!信じられない!とんでもない人権侵害だ!」と全世界の人がびっくりしていました。排除現場での映像もあったので、その場で流したら「信じられない国だ、日本は!」というような雰囲気でした。確かに信じられない光景ですよね。

5)総合的に野宿者のことを考える。

最後に総合的に野宿者のことを考えるということについてお話します。 法的な視点については、この後笹沼さんに話してもらえると思います。そして経済・制度的な視点というのは、先ほどお話した不安定就労や失業の問題があると思います。「失業したって失業保険をもらえるからいいじゃないの」と言う人がいますが、失業保険はすぐに切れるし、失業保険の額は過去半年間どれだけの給料で働いていたかで算定されるのです。そうすると、長期失業している人、直前まで不安定雇用の仕事を転々としていた人などは失業保険では守られない。そういった意味で経済・制度的な視点も必要なわけです。

また、1つ例を言わせてもらうと野宿者の中には結構「いい人」が多いわけです。例えば、ものすごく性格のいい人で中小企業で住み込みで働いていた、中小企業がつぶれそうになってきた、けれどもその社長には恩があるから見捨てるわけにもいかなくて最後まで手伝って一生懸命働いていた、ついに会社が破産してしまった、という人がいるとします。すると住み込みで働いていた労働者は社長も含めて住居と仕事を一挙に失うわけです。しかも最後の辺りは給料が十分出されていない場合があって、そうすると失業保険もほとんどありえないし、蓄えもなくなっている可能性が高い。住居を得ようにも日本の場合には敷金・礼金を払わないとアパートにはなかなか入れません。ものすごくお金が要るわけです。そういうお金さえない、仕事も見つからないとなったら即野宿ですよね。同じ中小企業で働いていたもっと性格の悪い人、目ざとい人は「この社長について行ったら自分はどうしようもなくなるなあ。さっさと見切って新しい仕事を見つけよう」と言って前から準備をしてささっといいところに移るとか、そんな風に目ざとい人は生き延び

られるかもしれないけれども、素直で「おやっさんになんとか恩を・・・」とかいう人は野宿する以外にない。そういうこともありうるわけです。

あと社会問題的な視点というものも考える必要があるんじゃないかなと 思います。小泉政権がやってきたのは新自由主義政策だと思いますが、その 新自由主義といったような流れは一体何なのかと言うと、大きく分けて2つ ポイントがあると思います。「市場にすべてを任せてしまえば社会が良くな る」「競争をちゃんとすれば社会は良くなる」と、考えるわけです。それには 様々な誤解、問題があるのですが、とにかく個人主義的な競争をしていくこ と、そして競争に敗れたらあとは自己責任であるという考え方です。今、安 部さんは機会均等とか言って機会だけは与えて「機会を与えたのにできなか ったら自己責任だ」とでも言いたげな雰囲気もありますけれども、自己責任 だとか自助努力だとか、そういった雰囲気が日本の社会に蔓延していると思 います。皆さん自身も、特に受験などで頑張った人たちというのは、そうい うメンタリティーがかなり根強くなっている可能性があるのではないかなと 思います。実はそういう文化的な部分、メンタリティー自身に大きな問題が あるのではないかなという気がしているので、そういったところをきちんと 考える必要があると思います。特に、よく野宿者のことを言うと怒る学生と か、場合によっては若い人で襲撃をするとか暴力を働く人、または野宿者に 批判的な人、そういう人たちはおそらく自分たちが今のレールから落ちこぼ れないように頑張りすぎている可能性がある。自分たちは必死で頑張ってい るのだ、と。だから頑張っているように見えない人たちに対して差別をした り裁きたくなる。そこまでいったらあんたは頑張りすぎですよと僕は言いた くなるわけですけれども、もともとそれを要求する社会が今はできあがりつ つある。そうではなくて自由に頑張る、競争する分にはいいのですが、強い られて競争するとか強いられて頑張るというのは大きな問題だろうと思いま す。好きで頑張っているんだったら頑張って下さい。でも好きで頑張ってい るんだったら、そんなに頑張ってない人を見ても批判したくはならないです よね。その程度の頑張りで人間らしく生きる社会というのが、たぶん将来の 日本社会にとってはいいんじゃないかと僕自身は思っています。そういった ような点も考えながら色んな人の話を聞いていただければいいんじゃないか と思います。以上で、イントロを終わらせていただきたいと思います。

The Course on the Homeless Problem SHIMOKAWA Masatsugu

SUMMARY

On January 30th 2006, an administrative expulsion of 20 homeless people living in Utsubo Park, Osaka, took place. The execution was carried out by a total of 1000 people: policemen, guardsmen and municipal officials. Despite the high and heated media coverage, not many civilians understood the nature of this issue and due to the lack of basic knowledge; many still hold biased views on the homeless. One needs to know; the underlying factors leading to the increasing number of the homeless people; their daily lives; how expulsion is a matter of survival for them; how the national legal system and the international laws treat this problem and how these laws are often being neglected. This course aims at informing the audience of the fundamentals of the homeless issue by looking at the problem from various aspects. This course is named as "the Course on the Homeless Problem", however, it does not mean that the homeless themselves are the problem, but the social structure and our own mentality. We hope to reflect on this point during the course.

上智大学社会正義研究所活動報告 (2006年~2007年)

| 概要

上智大学社会正義研究所 (Institute for the Study of Social Justice=ISSJ, Sophia University) は、本学の建学理念であるキリスト教ヒューマニズムの精神に基づいて、変動する世界における諸問題を社会正義の観点から学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的とし、1981年4月に設立された。① 社会正義の諸側面の多角的調査研究活動、② 目的を同じくする国内外主要大学・研究機関との連絡、交流、③ 研究会、講演会、(国際)シンポジウムの開催、④ 調査研究成果の発表を推進し、成果物出版を広く国内主要大学、研究機関、国公立図書館、民間団体へ提供、⑤社会正義に関わる図書・資料の整備・収集などの活動を通じて、社会正義の促進に資する。

研究所員の構成は、本学学部・学科から参加を得て、哲学、人間学、神学、 法学、政治学、国際関係、新聞学、社会福祉、経済学、生命・生物科学の学 際的研究を可能にする構成となっている。

Ⅱ 所員・事務局

所長 町野 朔 法科大学院教授

所員 阿部 るり 文学部新聞学科講師

汀藤 淳一 法学部国際関係法学科教授

アイダル

・ホアン 文学部人間学研究室講師

金山 勉 文学部新聞学科助教授

增田 祐志 神学部神学科講師

村井 吉敬 外国語学部アジア文化研究室教授 下川 雅嗣 外国語学部国際関係副専攻助教授

中野 良顯 社会正義研究所客員研究員

事務局 保岡 孝顕 社会正義研究所主事

白鳥 環 特別嘱託職員(2006.4.1~2006.9.30)

研究所所在地

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学中央図書館7階713号室 TEL 03(3238)3023 FAX 03(3238)4237

Ⅲ 研究活動

1. 国内調查研究

①触法精神障害者の地域精神医療シンポジウム (沖縄、2007年3月11日~14日、町野 朔)

2. 海外調查研究

- ①韓国・日本の対インドネシア ODA の比較研究 (インドネシア、2007年2月17日~27日、村井吉敬)
- ②バンコク都市貧困及びホームレスの状況・対策に対する調査 (タイ、2007年3月3日~9日、下川雅嗣)
- ③アイルランドにおける条約難民及び庇護申請者等に対する 支援状況調査報告

(アイルランド、2006年8月21日~25日、保岡孝顕)

IV 教育活動

1. 上智大学全学共通科目「難民と人権」(後期 2006年10月~2007年1月)

| 1回目 | 10月6日 | 概論・難民とは | 江藤淳一 |
|-------|--------|--------------|-----------|
| 2 回目 | 10月13日 | 難民保護の歴史 | 江藤淳一 |
| 3 回目 | 10月20日 | 上智大学と難民支援 | 保岡孝顕 |
| 4 回目 | 10月27日 | 難民発生早期警報システム | 保岡孝顕 |
| 5回目 | 11月10日 | アフリカ・ケニア | 增田祐志 |
| 6回目 | 11月17日 | ケニア・難民キャンプ | 下川雅嗣 |
| 7回目 | 11月24日 | 難民庇護 | 江藤淳一 |
| 8回目 | 12月1日 | カンボジア | ピセンテ・ポネット |
| 9回目 | 12月8日 | ヨーロッパ・アイルランド | 保岡孝顕 |
| 10回目 | 12月15日 | クルド難民 | 阿部るり |
| 11 回目 | 12月22日 | スペイン・モロッコ難民 | 理辺良保行 |

2. 第26回国際シンポジウム「平和・安全・共生の新しい姿を求めて」 (共催:国際基督教大学(ICU)社会科学研究所(SSRI)・上智大学社会正義研 究所(ISSJ))

国際基督教大学(於)

2006年10月28日(土)

9:30~9:40 ICU 社会科学研究所所長挨拶

植田隆子(国際基督教大学社会科学研究所長・教授)

9:40~9:55 ICU 学長挨拶 鈴木典比古(国際基督教大学学長)

10:00~10:30 基調講演 「寛容について」

村上陽一郎(国際基督教大学大学院教授)

司会:植田隆子

10:40~12:30 セッション1:「平和・安全・共生のグランドセオリー」

報告者 1. 千葉眞(国際基督教大学教授)

「平和の思想について一グランドセオリー構築との関連で」

2. 川村のり子(ワシントン州立大学助教授)

「平和と共生を求めて一歴史から観る真珠湾と広島の和解」

討論者 福武慎太郎(上智大学 COE 研究助手)

森分大輔(国際基督教大学 COE 研究員)

司会者 功刀達朗(国際基督教大学 COE 客員教授)

12:20~13:10 昼食休憩

13:00~13:50 基調講演

『平和のグランドセオリー:「消極的平和と積極的平和」』 ヨハン・ガルトゥング(TRANSCEND 代表)

13:50~14:00 ヨハン・ガルトゥング講演「要約と解説」 西村文子

14:00~15:30 セッション2:「欧州統合の経験からの理論的貢献」

報告者 1. 木部尚志(国際基督教大学助教授)

「ドイツの移民統合政策と多文化主義」

2. マリオ・テロ(ブラッセル自由大学欧州研究所所長・教授) 「欧州、マルチラテラリズム(多国間主義)と平和構築」

討論者 岡村尭(上智大学法学部教授)

司会者 宮崎修行(国際基督教大学教授)

15:40~17:20 セッション3:「アジアの経験からの理論的貢献」

報告者 1. テマリオ・リベラ (国際基督教大学教授)

「打ち砕かれた国家の再構築のために:フィリピン再建への一つの提言」

2. 保岡孝顕(上智大学社会正義研究所担当主事) 「共生の社会は可能か?-私たちの試みと希望」

討論者 1. 近藤正規(国際基督教大学助教授)

2. 福田保(国際基督教大学 COE 研究助手)

司会者 金山勉(上智大学文学部助教授)

17:30~17:40 共同の祈り

アイダル・ホアン (上智大学文学部講師、カトリック司祭) ポール・ジョンソン (国際基督教大学牧師)

17:40~18:00 上智大学社会正義研究所長挨拶 町野朔(上智大学社会正義研究所長・教授)

3. 野宿者問題連続講座

2006年1月30日に大阪城公園、うつぼ公園の約20名の仲間のテントに対して約1000人の警察、職員、ガードマンがやってきて強制排除(行政代執行)が行なわれた。このことは、新聞・テレビなど多くのメディアを通じて報道されたのでご存知の方も多いが、そのような報道の感想を学生に聞いたところ、かなり誤解をしたままの方が大勢おられるように思われた。一般に、実情を良く知らない多くの市民は野宿者に対して、様々な偏見や誤解があるように思う。その原因として、そもそもなぜ野宿者が増えているのか、その野宿者が日ごろどのような生活をしているのか、なぜ公共地に住まざるを得ないのか、公共地から排除されることによって彼らの生活の基盤が崩され生き死に直結する、といった野宿者に対する基本的な事柄が理解されていないことがあるように思う。さらに国内法や国際法がこの問題をどう取り扱って

いるか、そしてこれらがいかに守られていないか等もあまり知られていない。本 本 神座は、野宿者問題に関して、その背景も含めていろいろな側面から総合的に取り扱うことによって、この問題の本質をより深く理解していただくことを目的としている。なお、「野宿者問題」と題しているが、野宿者が問題ではなく、野宿者を取り巻く社会構造や私たちのメンタリティーに問題があるのかもしれない。その辺も皆様と一緒に考えていきたいと思う。

主催:学内共同研究『貧困と差別』研究分担 野宿者問題

後援:上智大学社会正義研究所

学内共同研究メンバー・活動日程

研究代表者: 町野 朔(法学部法科大学院教授)

研究分担者: ホアン・アイダル (文学部人間学研究室講師)

ビセンテ・ボネット (文学部人間学研究室教授)

江藤淳一(法学部国際関係法学科教授)

金山 勉(文学部新聞学科助教授)

久田 満(総合人間科学部心理学科教授)

增田祐志 (神学部神学科講師)

中野良顯(社会正義研究所客員研究員)

理辺良保行(文学部人間学研究室教授)

園部雅久 (総合人間科学部社会学科教授)

下川雅嗣(外国語学部国際関係副専攻助教授)

保岡孝顕(社会正義研究所担当主事)

特別参加者: 笹沼弘志(静岡大学教授・憲法学専攻、野宿者のための

静岡パトロール事務局長)

池田幹雄(東京都福祉保健局生活福祉部計画課自立支援係長)

吉田亜矢子 (隅田川野宿者支援者)

湯浅 誠 (便利屋あうん、自立生活サーポートセンター・

もやい)

中桐康介(長居公園仲間の会)

第1回 10月19日(木)[17:00-19:30]

セッション1:「野宿者問題の概要」(17:00-17:50)

内容:本連続講座のイントロダクション(全体像)及び日本における

野宿者の状況、原因、対策と運動の歴史の概要。

講師:下川雅嗣(上智大学外国語学部国際関係副専攻)

セッション2:「野宿者の人権と社会的排除」(18:00-19:30)

内容:ホームレス問題は、住居も失うほど生活に困窮し野宿を強いられている人々だけの問題ではなく、失敗を許さず相互に監視し合うこの社会の中で生きにくさを感じているわれわれ全体の問題だ。生存権保障は、リスクを抱えながら綱渡りのような人生を自由に生きていくための、すべての人にとってのセーフティーネットである。ホームレス問題を社会的排除という観点から捉え、その克服可能性を憲法や生活保護法、ホームレス自立支援法だけでなく、国際人権法も参照しつつ、支援の現場での経験も踏まえ、検討したい。

講師: 笹沼弘志(静岡大学教授・憲法学専攻、野宿者のための静岡パトロール事務局長として野宿者支援の活動に従事)

第2回:11月16日(木)[17:00:18:30]

セッション3:「行政のホームレス対策」(17:00:18:30)

内容:行政側のホームレス対策の考え方:歴史・法律・具体的計画、特に東京都の対策(自立支援事業、地域生活移行支援事業、公共地の適正管理について、そして今後)

講師:池田幹雄(東京都福祉保健局生活福祉部計画課自立支援係長)

司会:園部雅久(上智大学総合人間科学部社会学科)

第3回:12月14日(木)[17:00-20:00]

セッション4:「野宿者運動の展開」(17:00:18:20)

内容:1990年代中頃以降の野宿者運動の全体的流れと今後の展開と展

望を語る。(全国の流れを扱うが特に東京を詳しく)

講師:吉田亜矢子(隅田川野宿者支援者)

セッション5:「貧困問題とネットワークの必要性」(18:30-20:00)

内容:野宿者問題を貧困問題として捉えることによって見えてくる課題 とネットワークの必要性、その実践例。

講師:湯浅誠 (あうん、もやい)

※この連続講座には、現場体験が含まれて居ないので、興味のある学生が年末年始に現場にいけるように、各地の越年越冬闘争の取組みのスケジュールをこの回に紹介する。

第4回:1月11日(木)[17:00:18:30]

セッション7:「新自由主義的グローバリゼーションと野宿者問題」

(17:00-18:30)

内容:新自由主義的グローバリゼーションと野宿者問題の関係、さらに は非正規雇用やフリーターの問題、そして世界の持たざる者の運 動とその広がり(時間があれば、一年前のうつぼ・大阪城公園の 強制排除の話や現在の大阪の野宿者の状況と運動)

講師:中桐康介(長居公園仲間の会)

V 実践活動

1.「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

当会は1979年から1981年にかけて本学外事部が主管したインドシナ難民 救援活動を1981年5月より当研究所内に位置づけ、さらに世界の貧しい人々 とともに、また彼らの支援活動の一つとして引き継いだ。当会は主に東アフ リカ(ケニア・エチオピア・モザンビーク・ウガンダ・ソマリア〔停止中〕・ スーダン [停止中])および南アフリカの難民、抑圧や飢餓、貧困に苦しむ人々 への援助活動を行っている。その援助金は全国の募金協力者(現在約 400 名) の善意による。また、学内において、当会はチャリティーバザー、コンサー トなどを定期的に開催し、その収益も海外難民支援に活用されている。当会 は会員制はとっていない。アジア・アフリカの難民、国内避難民の実情現地 調査やイエズス会難民事業(JRS)などの情報分析に基づき、信頼できる 難民支援に携わる現地キリスト教系救援・開発団体に毎年一回定期送金され ている。また、支援効果を確認する意味でも 1981 年以来定期的 2 年ごとに 東アフリカ地域(援助先)の現地調査を継続している。現地からの的確なニ ーズの把握に努め、難民や貧しい人々との関わりを大切にしている。従来か ら難民救援活動の全学的取り組みの精神を生かしながら、当会は本学教職 員・学生ボランティアや社会人の支援者によって運営されている。創設以来、 全国、学内からの募金総額は約1億8千万円に達しており、有効な海外支援 を過去 25 年間小規模ではあるが、鋭意継続している。学生たちの意識化に も役立てている。

所在地 〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1 上智大学社会正義研究所気付

TEL 03-3238-3023 / FAX 03-3238-4237

代表者 アンセルモ・マタイス

援助対象事業 食糧・衣料援助、保健医療、住宅・病院・学校・難民女性と 子どものシェルター建設、教育活動、職業訓練、井戸掘り、

物資輸送、通信、緊急救援等

援助形態 資金助成、情報提供

援助対象国 エチオピア、ケニア、ソマリア〔現在停止中〕、スーダン〔現 在停止中〕、モザンビーク、ウガンダ、南アフリカ、タンザニ ア、インド、インドネシア、スリランカ (2005 年 11 月現在)

・ニュースレターの発行—『世界に貧しい人々に愛の手を』を年2回発行している。寄付協力者への海外支援先現地報告、支援者の声、社会正義研究所報告、難民救援へのアピールを行っている。創刊号は1981年7月、No.50は2005年12月に発行している。

・ 2005 年度は諸状況により海外送金中止(なお援助先状況については紀要 24 号を参照されたい)

2. 2006 年度援助先及び送金額

①エチオピア

<イエズス会救済事業 JRS>

698.464円(2006年度)

援助総額(1983年~2006年) 4,217,014円

②ケニア

<ナイロビ・カトリック教区難民支援プログラム>

700,800円(2006年度)

援助総額(2001年~2006年) 3,559,350円

<JRS カクマ難民キャンプ、小教区福祉活動プログラム> (新規) 700.800 円(2006 年度)

<JRS 少教区巡回援助活動>

(新規) 700,800円 (2006年度)

③南アフリカ

<JRS ビェンヴェヌ難民シェルター>

350,400円(2006年度)

援助総額(2001年~2006年)1.779.900円

3. 主な募金活動

2006 年 10 月 12 日 チャリティーバザー (上智大学内) 主催:「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

4. ニュースレターの発行

『世界の貧しい人々に愛の手を』を年2回発行し、寄付協力

「社会正義」(26号、2007、上智大学)

者への報告、難民救援へのアピールを行っている。

5. 募金の受付

口座名義

「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

郵便振替口座

00180-9-86078

銀行口座(普通預金)三井住友銀行麹町支店 3090766

VI 出版活動

紀要『社会正義』紀要 26 号(本書)

「生命医療技術、医事法、生命倫理―日本の経験―」町野 朔/「アイルランドにおける条約難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告」保岡孝顕/「日・韓・インドネシア共同調査に向けて」村井吉敬/「野宿者問題イントロ、野宿者の人権と社会的排除」下川雅嗣/上智大学社会正義研究所活動報告(2006-2007)Institute for the Study of Social Justice, Sophia University(2006-2007)

野宿者問題連続講座記録「知っていますか?野宿者のこと」2006 年度学内共同研究「貧困と差別」

第 26 回国際シンポジウム報告書『平和・安全・共生の新しい姿を求めて』(国際基督教大学社会科学研究所・上智大学社会正義研究所共編、有信堂、2006年 3 月)、ICU COE Project

ニュースレター『世界の貧しい人々に愛の手を』の会 No.51、2006 年 7 月発行、No.52、2006 年 12 月発行

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

I .ORIGIN AND AIMS

The ISSJ was established at Sophia University on April 1, 1981. The purpose of the ISSJ is to investigate the conditions of social justice, peace, and humanity based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions, both local and abroad, in pursuit of these objectives. In accordance with these, the ISSJ undertakes research projects on justice issues.

Results of research projects and other activities are published annually in Shakai Seigi (Social Justice).

II ADMINISTRATION AND STAFF

Director

MACHINO Saku (Professor, Jurisprudence)

Staff Members

ABE Ruri (Lecturer, Media and Ethnicity)

ETOH Junichi (Professor, International Relations Law)

HAIDAR Juan (Lecturer, Philosophical Anthropology)

KANAYAMA Tsutomu (Associate Professor, Tele-communication)

MASUDA Masashi (Lecturer, Theology)

MURAI Yoshinori (Professor, Socio-Economics of Southeast Asia)

SHIMOKAWA Masatsugu (Associate Professor, International Relations)

Administration

YASUOKA Takaaki (Executive Secretary)

SHIRATORI Tamaki (Part-time Staff, April 1, 2006—September 30,2006)

Location

The ISSJ is located at Sophia University (Room#713, 7th Floor of the Central Library Building) 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-8554, Japan. Tel. 03-3238-3023. Fax. 03-3238-4237.

「社会正義」(26号、2007、上智大学)

III.ACTIVITIES (2006-2007)

Activities of the ISSJ are organized in the following four categories:

A-research, B-Lectures and Symposium, C-Outreach Projects of Sophia Relief

Service attached to ISSJ, and D-Publications.

A. Research

Research Program (Domestic)

The Course on the Homeless Problem

On January 30th 2006, an administrative expulsion of 20 homeless people living in Utsubo Park, Osaka, took place. The execution was carried out by a total

of 1000people: policemen, guardsmen and municipal officials. Despite the high and

heated media coverage, not many civilians understood the nature of this issue and

due to the lack of basic knowledge; many still hold biased views on the homeless.

One needs to know; the underlying factors leading to the increasing number of the

homeless people; their daily lives; how expulsion is a matter of survival for them;

how the national legal system and the international laws treat this problem and

how these laws are often being neglected. This course aims at informing the

audience of the fundamentals of the homeless issue by looking at the problem from

various aspects. This course is named as "the Course on the Homeless Problem",

however, it does not mean that the homeless themselves are the problem, but the

social structure and our own mentality. We hope to reflect on this point during

the course.

Auspice: "Poverty and Discrimination Studies" (Institute for the Study of Social

Science, Sophia University)

Place: Library Bldg. 9F (L-911)

Coordinator: SHIMOKAWA Masatsugu (Associate Professor, International

Relations)

October 19

Session1: Introduction "Outline of the homeless problem"

71

SHIMOKAWA Masatsugu (Assistant Professor, International Relations)
Session2: "Social exclusion and the human rights of the homeless"
SASANUMA Hiroshi (Professor, Shizuoka University, Constitutionalist, Secretarygeneral of the Shizuoka Patrol for the homeless)

November 16

Session3: "The measure against the homeless people in Tokyo and its problems" IKEDA Mikio (Division of Social Welfare, Tokyo Metropolitan Office)

December 14

Session 4 "The development of the homeless movement"
YOSHIDA Ayako (Supporter of Sumidagawa homeless people)

Session5 "The poverty problem and the necessity of network"
YUASA Makoto (AUN, MOYAI)
January 11
Session6 "Neo-liberal Globalization and the homeless problem"

Session6 "Neo-liberal Globalization and the homeless problem"
NAKAGIRI Kousuke (member of the Friends of Nagai Park)

B. Symposium

The 26th International Symposium is organized under the theme of "Toward a New Understanding of Peace, Security, and conviviality." It has been four years since we initiated our research on the 21st Century Center of Excellence Program "Peace, Security, and conviviality," led by Professor Yoichiro Murakami at ICU. Aspired to construct a grand theory on this theme, we would like to generate a deeper understanding of our research through presentations and discussions. Keynote speeches by Professor Murakami and Dr. Johan Galtung will be followed by three sessions. Session 1 will consider today's theme in the context of political thoughts and Japan-U.S. relations. Session 2 will contribute to discussion based on the experience of Europe where peace, security, and coexistence have been actually developed. Session 3 seeks to contribute in theory-building with emphasis on the Asian experience. We have attracted to presenters and discussions that are at the forefront in their respective research fields. We are looking forward to having active and vibrant discussions with all the participants.

9:30-9:40 Opening Address

Takako Ueta (Professor, Director, SSRI)

9:40-9:55 Presidential Address

Norihiko Suzuki (President, ICU)

10:00-10:30 Keynote Speech

"On Tolerance"

Yoichiro Murakami (Professor, ICU)

Chair: Takako Ueta (Professor, Director, SSRI)

10:30-10:40 Break

10:40-12:20 Session1

"Grand Theory for Peace, Security, and Conviviality"

Shin Chiba (Professor, ICU):

"Ideas on Peace: In Relation to a Grand Theory of Peace, Security, and Conviviality"

Noriko Kawamura (Associate Professor, Washington State Univ.)

"Security and Kyosei: A Historical Perspective on the Reconciliation of Pearl

Harbor and Hiroshima"

Discussant: Shintaro Fukutake (COE Research Associate, Sophia Univ.)

Daisuke Moriwake (COE Research Fellow, ICU)

Chair: Tathuro Kunugi (COE Guest Professor, ICU)

12:20-13:10 Lunch Break

13:10-14:00Keynote Speech

"Toward a Grand Theory of Peace: Negative and Positive"

Johan Galtung (Director, TRANSCEND)

Summary and Commentary of the Keynote Speech

Fumiko Nishimura

14:00-15:30 Session 2

"Theoretical Contribution from the Experience of the EU"

Takashi Kibe (Associate Professor, ICU)

"Integration Policy of Immigrants and Multiculturalism in Germany"

Mario Telò (President, Professor, Institute of European Studies, Free University of Brussels, ULB)

"Europe, Multilateralism and Peace Building"

Discussant: Takashi Okamura (Professor, Sophia Univ.)

Chair: Nobuyuki Miyazaki (Professor, ICU)

15:40-17:20 Session3

"Theoretical Contribution from the Experience of Asia"

Rivera Temario

"Rebuilding a Shattered Nation: A Viable Alternative for the Philippines"

Takaaki Yasuoka (Executive Secretary, ISSJ)

"Is Building a Coexistent Community Possible? Our Challenge and Hope"

Discussant: Masanori Kondo (Associate Professor, ICU)

Tamotsu Fukuda (COE Research Assistant, ICU)

Chair: Tsutomu Kanayama (Associate Professor, Sophia Univ.)

17:30-17:40 Prayers Haider Juan (Lecturer, Sophia Univ., Catholic Priest)

Paul Johnson (University Minister, ICU)

17:40-18:00 Closing Address Saku Machino (Professor, Director, ISSJ)

C. Outreach Projects of Sophia Relief Service Attached to ISSJ

Since 1981, ISSJ has been supporting refugees in East Africa, and people in poverty or hunger. This activity is made possible by about 400 contributors across the world, charity concerts and bazaars. With a reliable field survey, donation is distributed to the Christian related supporting or development organizations on the spots. Every two years, SRS conducts on site inspection to acquire accurate needs and the evaluation of this project. SRS is organized by professors at Sophia University and other volunteer supporters. (Director: MATAIX Anselmo S.J. founded in 1981)

Statement of Disbursement (April 2006 - March 2007)

| 4 | 13/1 | ٠. |
|----|-------|------|
| 1. | Ethio | pia: |

| | <jrs project="" refugee="" rehabilitation=""></jrs> | \$6000 |
|----|---|--------|
| 2. | Kenya: | |
| | <nairobi catholic="" church="" refugee=""></nairobi> | \$6000 |
| | <jrs camp="" kakuma="" refugee="" service="" social=""></jrs> | \$6000 |
| | <parish outreach="" program=""></parish> | \$6000 |
| 3. | South Africa: | |
| | <jrs bienvenu="" refugees'="" shelter=""></jrs> | \$3000 |

Charity Events:

October 12, 2006 Charity Bazaar at Sophia University

D. Publications

 Academic Journal Shakai Seigi (Social Justice), vol.26 (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 2006)

Contents: "Bio-Medical Technology, Medical Law and Bioethics: Experiences of the Japanese" MACHINO Saku/ "Executive Secretary, Institute for the study of Social Justice, Sophia University" YASUOKA Takaaki/ "Toward the joint research by Japan, Korea, and Indonesia" MURAI Yoshiaki/ "Social exclusion and the human rights of the homeless" SHIMOKAWA Masatsugu/ Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2006 – 2007)

- 2. Report on the course on the Homeless Problem— "Do you know about the Homeless?" The Campus Research Study Group (ISSJ, 2006)
- 3. Report of the 26th International Symposium: Seeking for the new form of the Peace, Security, and Coexistence (Yushindo, March 2006, ICU COE Project)
- 4. Newsletters, Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o Extending Hands to Needy people of the World Vol.51 (Tokyo, Sophia Relief Service, ISSJ, July 2006), Vol. 52 (December, 2006)

社会正義 紀 要 26

2007年3月31日 発行

編集者

保 岡 孝 顕

発行者

町 野 朔

発行所

上智大学社会正義研究所

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1

電話 03:3238:3023

Fax. 03-3238-4237

印刷

南芸出版有限会社

SOCIAL JUSTICE

No.26 (2007)

Contents

| In retrospect of the activitie | es of the Institute and its future |
|--------------------------------|------------------------------------|
| | MACHINO Saku3 |
| Bio-Medical Technology, Med | dical Law and Bioethics: |
| Experiences of the Japanese | |
| | MACHINO Saku5 |
| Some observation regarding | the refugee protection policy |
| and practice in Ireland | |
| | YASUOKA Takaaki 15 |
| Joint Research on ODA and | TNEs |
| -Japan, South Korea and I | ndonesia - (abstract) |
| | MURAI Yoshinori 23 |
| The Homeless Issue | SHIMOKAWA Masatsugu37 |
| Report: Activities of 2006-200 | 0761 |
| Institute for the Study of So | cial Justice, Sophia University |
| (2006-2007) | 70 |

Institute for the Study of Social Justice Sophia University